

市役所 市民相談センター

【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34 市役所本庁舎 1 階

電話 082-504-2120（直通） FAX 082-504-2121

【相談日時・相談内容】

相談名	相談員	日 時	相談内容
市政相談	市 職 員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	市政に対する意見・要望など
民事相談	民事相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	親族、相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど（刑事事件は除く）
交通事故相談	交通事故相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法
法律相談	弁 護 士	水・金・土曜日 （土曜日は、消費生活センター（ア クア広島センター街8階）です。） 午後1時～午後4時	法律上の諸問題 （刑事事件は除く）

【相談料】

無 料

【相談方法】

事前に電話で予約が必要なものもありますので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

区役所 市民部 区政調整課

【所在地】

区役所市民部 区政調整課	郵便番号	所 在 地	電 話
中 区	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2543 (直通)
東 区	732-8510	東 区 東 蟹 屋 町 9 - 3 8	082-568-7703 (直通)
南 区	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8933 (直通)
西 区	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0925 (直通)
安佐南区	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4925 (直通)
安佐北区	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3903 (直通)
安 芸 区	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4903 (直通)
佐 伯 区	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9706 (直通)

【相談日時】

日時は一律でないので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談業務内容】

- (1)市政相談 (2)交通事故相談 (3)暴力被害相談 (中区役所を除く)
 - (4)人権相談 (5)行政相談 (6)司法書士法律相談
 - (7)表示登記・境界相談 (8)行政書士法律手続相談
 - (9)年金・労働相談 (中区役所のみ)
 - (10)税務相談 (佐伯区役所のみ) を受けています。
- 詳しくは、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談料】

無 料

【申込方法】

市政相談以外は予約制です。相談日当日午前8時30分から電話で先着順に受け付けます。

交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相談につきましては、相談日当日の午前10時まで随時、電話で先着順に受け付けます。

市 民 相 談

(市外局番：082)

相談場所 (TEL FAX)		各 区 役 所					
		市役所本庁舎	中区	東区	南区	西区	安佐南区
		市民相談センター	TEL504-2543	TEL568-7703	TEL250-8933	TEL532-0925	TEL831-4925
		TEL504-2120 FAX504-2121	FAX541-3835	FAX262-6986	FAX252-7179	FAX232-9783	FAX877-2299
市政相談（市職員）		月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日
一般相談	民事相談 （民事相談員）	月～金曜日					
	交通事故相談 （交通事故相談員）	月～金曜日	毎月 第1火曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第1金曜日
	暴力被害相談 （生活安全専門員）	月～金曜日 ※		毎月 第1火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3木曜日
特別相談	人権相談 （人権擁護委員）		毎月 第2水曜日	毎月 第3水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第2木曜日
	行政相談 （行政相談委員）		毎月 第2金曜日	毎月 第1金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第3金曜日	毎月 第1水曜日
	司法書士法律相談 （司法書士）		毎月 第1木曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第3水曜日
	表示登記・境界相談 （土地家屋調査士）		毎月 第1月曜日	毎月 第2月曜日	毎月 第3月曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2金曜日
	行政書士法律手続相談 （行政書士）		毎月 第1水曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4水曜日
	年金・労働相談 （社会保険労務士）		毎月 第3火曜日				
	税務相談 （税理士）						
	法律相談 （弁護士）	下記4を ご覧ください					

1 市政相談

電話、来室、電子メール、ファクス、郵便などで随時お受けします。

市政へのご意見・ご要望	市の業務など市政に対するご意見やご要望など	電子メール：kocho@city.hiroshima.lg.jp FAX：504-2121 郵便：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 広島市市民相談センター 宛
-------------	-----------------------	--

※ 広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）からもアクセスできます。

2 一般相談…広島市民に限ります。

民事相談の相談時間は、開庁日の8時30分から17時までです。ご来室の場合は、15時頃までにお越しください。なお、電話での相談も可能です。

各区役所での交通事故相談・暴力被害相談は予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。

区 分	定員	予約方法	相談時間(持ち時間)	相談のない日
各区役所の交通事故相談	6人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	13:00～16:00 (1人30分間)	土・日・祝日、休日、8月6日 8月13日～8月16日 12月28日～1月4日
各区役所の暴力被害相談	4人		13:00～15:00 (1人30分間)	

※ 聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス（504-2121）などでご相談ください。

の 日 程

相談は無料です。(令和6年10月現在)

区 政 調 整 課			相 談 内 容
安佐北区	安芸区	佐伯区	
TEL819-3903	TEL821-4903	TEL943-9706	
FAX815-3906	FAX822-8069	FAX923-5098	
月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	市政に対する意見・要望など
			親族・相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど（刑事事件は除く）
毎月 第3金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第2金曜日	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法など
毎月 第2木曜日	毎月 第1木曜日	毎月 第4木曜日	暴力団の介入をはじめとする暴力が絡む問題など ※暴力被害相談センター：市役所本庁舎12階 電話 504-2710 FAX 504-2712
毎月 第4木曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第2木曜日	いじめや嫌がらせ、プライバシー侵害、名誉き損などの人権の侵害など ※広島法務局（0570-003-110）でも人権相談を受け付けています。
毎月 第3水曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第4水曜日	国の機関、特殊法人などに関する意見・要望など
毎月 第2水曜日	毎月 第4水曜日	毎月 第1水曜日	登記、不動産、会社、相続、成年後見、債務整理（破産など）、裁判、その他身近な法律相談
毎月 第4金曜日	毎月 第1金曜日	毎月 第3金曜日	土地の境界に関すること。土地建物の調査測量、土地の分筆・建物の新築等の登記手続など
毎月 第1木曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第2火曜日	遺言書、遺産分割協議書、任意後見契約、各種契約書、内容証明、外国人の在留、自賠責保険請求や建設業許可・営業許可など各種許認可の法律手続など
			公的年金、労働社会保険、労働安全衛生、職場におけるセクハラ・男女差別など
		毎月 第2月曜日	相続税・贈与税などの税金に関する諸問題 ※中国税理士税金相談センター（0120-927-370）でも税務相談を受け付けています。
			法律上の諸問題（刑事事件は除く）

3 特別相談…広島市民に限ります。

予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。（予約に空きがある場合、電話での相談も可能です。）

区 分	定員	予約方法	相談時間（持ち時間）	相談のない日
表示登記・境界相談	6人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	13：00～16：00 （1人30分間）	土・日・祝日、休日、8月6日
それ以外の相談	6人	相談の当日の8時30分から電話で先着順	13：00～16：00 （1人30分間）	8月13日～8月16日 12月28日～1月4日

※ 聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス（504-2121）などでご相談ください。

4 法律相談（弁護士）…広島市民に限ります。

身近な法律問題（刑事事件は除く）でお困りの方は、まず、市民相談センターへ電話されるか、ご来室ください。

左記2一般相談の民事相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます。

5 その他の相談

一日総合相談室	国、県、市等が一堂に会し、意見、要望などを受ける。	10月の行政相談週間行事の一環として、市役所本庁舎講堂で開催
よろず相談会	広島自由業団体連絡協議会との共催で、法律、税金、登記、測量、許認可申請手続などの相談を受ける。	年1回（11月頃）、市役所本庁舎講堂で開催

※ 具体的な開催日時は、広報紙「市民と市政」などで広報します。

区役所厚生部 地域支えあい課・福祉課・生活課
(福祉事務所・保健センター)

【所在地】

区役所厚生部 (福祉事務所・ 保健センター)	所 在 地	電話 (FAX) 市外局番：082			
		地域支えあい課 ※総合相談窓口		福祉課 ※高齢介護係 介護保険担当	生活課
		こども家庭 センター	地域子育て 支援センター		
中 区	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 (中区厚生部・ 中区地域 福祉センター内)	504-2852 ※504-2586 504-2109 504-2528 (504-2175)	504-2739	504-2174	504-2568 504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333
東 区	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区総合 福祉センター内)	※568-7731 568-7735 568-7729 (568-7790)	568-7794	261-0315	568-7730 568-7732 568-7733 568-7734 (568-7781) 568-7725 568-7726 568-7727 568-7728 (264-5271)
南 区	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館内)	※250-4109 250-4133 250-4108 (254-4030)	250-4160	250-4134	250-4107 250-4138 250-4131 250-4132 (254-9184) 250-4103 250-4104 250-4105 250-4141 250-4155
西 区	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区厚生部・ 西区地域 福祉センター内)	294-6512 ※294-6289 294-6384 294-6235 (294-6113)	294-6519	503-6288	294-6218 ※294-6585 294-6342 294-6346 (294-6311) 294-6109 294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135
安佐南区	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合 福祉センター内)	831-5003 ※831-4568 831-4944 831-4942 (870-2255)	831-5017	877-2146	831-4941 ※831-4943 831-4945 831-4946 (870-2255) 831-4939 831-4940 831-5010 831-4973
安佐北区	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区総合 福祉センター内)	819-0588 ※819-0587 819-0616 819-0586 (819-0602)	819-0639	819-0617	819-0585 ※819-0621 819-0605 819-0608 (819-0602) 819-0575 819-0576 819-0620 819-0614
安 芸 区	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区総合 福祉センター内)	821-1707 ※821-2810 821-2820 821-2809 (821-2832)	821-2827	821-2821	821-2808 ※821-2823 821-2813 821-2816 (821-2832) 821-2804 821-2806
佐 伯 区	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館内)	943-9575 ※943-9728 943-9733 943-9731 (923-1611)	943-9773	921-5010	943-9729 ※943-9730 943-9732 943-9769 (923-1611) 943-9725 943-9726 943-9764

【相談日時】

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日、8月6日を除く毎日。午前8時30分～午後5時15分

診療業務については、各保健センターにより異なっていますので、お問い合わせください。

【相談業務内容】

生活に困っている方、心身に障害のある方、児童、高齢者、母子・寡婦・父子家庭などで、さまざまな心配ごとを持っている方々の相談を受け、必要に応じた援護・措置などを行う福祉事務所と、妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者・精神障害者の保健についての相談と指導を行う保健センターが連携して業務を行っています。厚生部は、地域支えあい課・福祉課・生活課の3課体制です。

地域支えあい課

- ・高齢者の医療、福祉の相談（高齢者虐待に関する相談など）
- ・児童の福祉相談（こどもの養育など）
- ・妊産婦、赤ちゃん、育児の相談（母子健康手帳、家庭訪問、乳幼児健診、育児教室など）
- ・健康相談や健診・検診（肥満・高血圧などの健康相談、歯科相談、栄養相談、健康教室、エイズ検査・相談、特定健康診査、がん検診など）
- ・予防接種の相談（五種混合、麻しん風しん、日本脳炎、水痘、高齢者肺炎球菌、BCG、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）
- ・被爆者の相談（健康・生活相談、原爆養護老人ホームの入所相談など）
- ・精神保健福祉相談（社会復帰クラブなど）

福祉課

- ・高齢者の医療・福祉の相談（後期高齢者医療制度、在宅福祉サービスなど）
- ・介護保険に関する相談（要介護認定・給付、保険料賦課・納付など）
- ・児童の福祉相談（保育園等入園、児童手当、こども医療費補助など）
- ・ひとり親家庭等の福祉相談（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費補助、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けなど）
- ・心身に障害のある方の福祉相談（障害福祉サービス、身体障害者手帳、療育手帳、重度心身障害者医療費補助など）
- ・精神保健福祉相談（自立支援医療費制度（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳など）
- ・難病の相談（特定医療費の申請受付など）
- ・小児慢性特定疾患の相談（医療費、交通費の申請受付など）

生活課

- ・くらしに困っている方の相談（生活保護など）

※保健・医療・福祉総合相談窓口

全区の地域支えあい課に保健・医療・福祉総合相談窓口を開設しています。保健師とケースワーカーが、高齢者や心身に障害がある方等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに適切なサービスが提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。医療相談については、各区医師会との連携によるかかりつけ協力医紹介事業、医療相談事業を実施しています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。健康相談・健診については、事前に電話での申込みが必要なものもあります。

広島市社会福祉協議会

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)
電話 082-264-6400 FAX 082-264-6437
ホームページアドレス <https://shakyo-hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

高齢者、障害児(者)、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

- (1) 地域の福祉活動について
 - (2) 住民参加型の市民福祉活動について
 - (3) 車いすの貸出について
 - (4) ボランティア活動について
 - (5) 福祉に関わる学習・体験学習について
 - (6) 社会福祉に関する図書やビデオ(DVD)、情報誌等について
 - (7) 当事者団体、関係機関によるネットワークづくり
 - (8) その他社会福祉全般について
- ※ 福祉サービス利用援助センターについては、106ページにあります。
※ 広島市成年後見利用促進センターについては、97ページにあります。
※ 広島市くらしサポートセンターについては、17ページにあります。
※ 広島市シニア応援センターについては、47ページにあります。

(1)(2) … 地域福祉推進課地域福祉係 (082-264-6403)

(3) … 地域福祉推進課事業係
(082-264-6404)

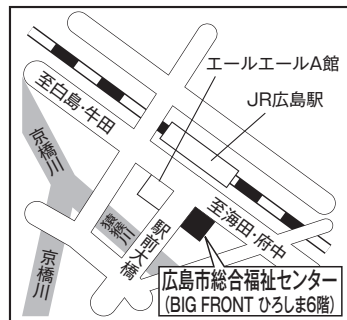
(4)(5)(6)(7)
… ボランティア情報センター
(082-264-6408)

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



区社会福祉協議会

【所在地】

区社会福祉協議会	郵便番号	所 在 地	電 話 F A X
中区社会福祉協議会	730-0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 (中区地域福祉センター内)	082-249-3114 082-242-1956
東区社会福祉協議会	732-8510	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター 4 階	082-263-8443 082-264-9254
南区社会福祉協議会	734-8523	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館3階(南区地域福祉センター内)	082-251-0525 082-256-0990
西区社会福祉協議会	733-8535	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター 4 階	082-294-0104 082-291-7096
安佐南区社会福祉協議会	731-0194	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター 5 階	082-831-5011 082-831-5013
安佐北区社会福祉協議会	731-0221	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター 4 階	082-814-0811 082-814-1895
安芸区社会福祉協議会	736-8555	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター 3 階	082-821-2501 082-821-2504
佐伯区社会福祉協議会	731-5135	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館 5 階 (佐伯区地域福祉センター内)	082-921-3113 082-924-2349

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(祝日、8 月 6 日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く)

【相談業務内容】

高齢者、障害児（者）、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

- (1) 地域の福祉活動について
- (2) ボランティア活動について
- (3) 福祉に関わる学習・体験学習について
- (4) 車いすの貸出について
- (5) 高齢者、障害児（者）、ひとり親世帯等の仲間づくりや会活動について
- (6) ガイドヘルパーについて
- (7) かけはし（日常生活自立支援事業）について
- (8) 生活福祉資金・貸付事業について
- (9) その他社会福祉全般について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。※地図は 10～11 ページにあります。

区社会福祉協議会（心配ごと相談所）

【相談場所、相談日時及び所在地】

相談場所	相談日時	電話番号	所在地	電話	FAX
中区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	730-0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 (中区地域福祉センター内)	082-249-3114	082-242-1956
東区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	732-8510	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階	082-263-8443	082-264-9254
南区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	734-8523	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階(南区地域福祉センター内)	082-251-0525	082-256-0990
西区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	733-8535	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階	082-294-0104	082-291-7096
安佐南区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※弁護士相談(要予約) 第3水曜日 午後1時～午後3時 ※子育て・サークル相談 不定期 月1回 午前10時～午後2時	731-0194	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階	082-831-5011	082-831-5013
安佐北区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731-0221	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階	082-814-0811	082-814-1895
安芸区総合福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	736-8555	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階	082-821-2501	082-821-2504
佐伯区地域福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731-5135	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 (佐伯区地域福祉センター内)	082-921-3113	082-924-2349

【相談業務内容】

相談員等が、日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、適切な助言等を行うと共に、専門的な事項については関係相談機関を紹介しています。

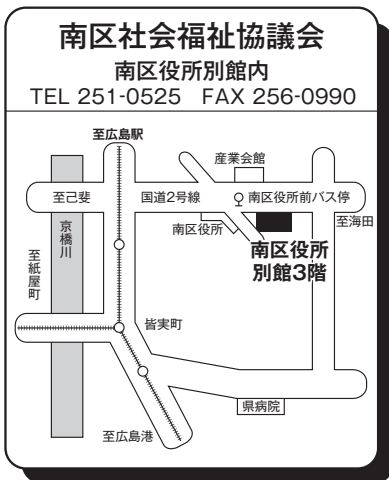
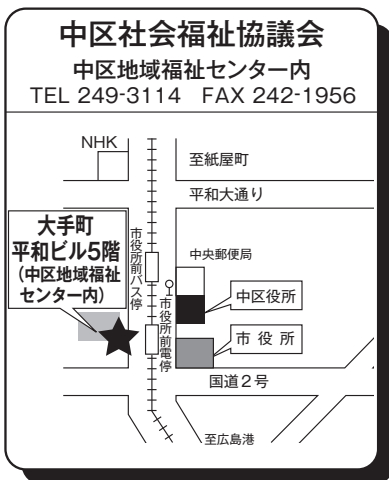
【相談料】

無 料

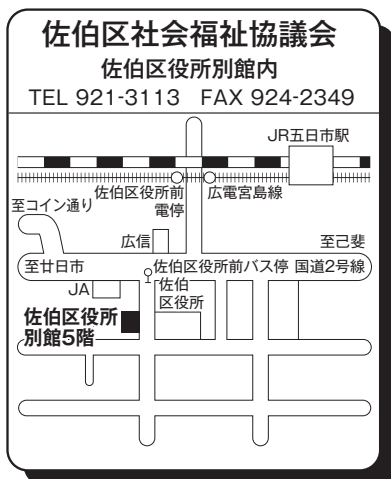
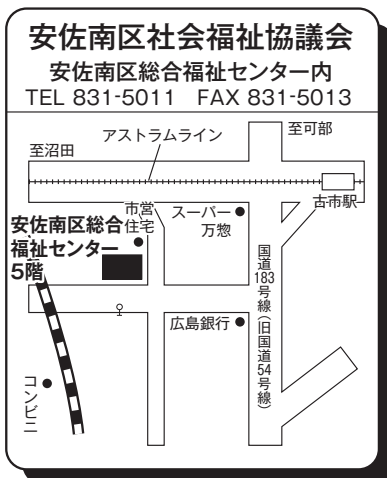
【相談方法】

電話又は直接来所してください。

(市外局番：082)



(市外局番：082)



女性相談員による女性のためのなんでも相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話 082-248-3315

面接予約 082-248-3312

【相談日時】

区 分		曜 日	時 間
電話相談		毎日 ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。	午前10時～午後4時 （水・木曜日は午後5時～午後8時も）
面接相談 （予約制）	法 律	第1及び第2木曜日	午後1時～午後4時
	こ こ ろ	第4木曜日	午後1時～午後4時
	就労支援	第2土曜日	午後1時～午後4時

【対象者】

女性

【相談内容】

介護、家族、子育て、仕事のことなど女性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

- ・電話相談は、所定の時間帯に電話で受け付けます。

相談時間は、お一人さま30分程度です。

- ・面接相談は、予約制です。電話でご予約ください。

予約受付時間 毎日午前9時から午後8時

ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、
年末年始（12月29日～1月3日）を除く。相談時間はお一人さま1時間です。

【その他】

- 1 電話相談は、女性の相談員が共に考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。
- 2 面接相談は、専門家が応じます。

男性相談員による男性のためのなんでも相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話 082-545-6160

【相談日時】

水曜日 午後5時～午後8時

土曜日 午後1時～午後4時

ただし、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

【対象者】

男性

【相談内容】

介護、家庭、子育て、仕事のことなど男性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

所定の時間帯に電話で受け付けます。

相談時間は、お一人さま30分程度です。

【その他】

男性の相談員がともに考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。

エッソール広島相談事業

【所在地】

〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー 10階

公益財団法人 広島県男女共同参画財団

電話 082-242-5262 FAX 082-240-5441

ホームページアドレス <https://essor.or.jp/>

【相談日時・内容・方法】

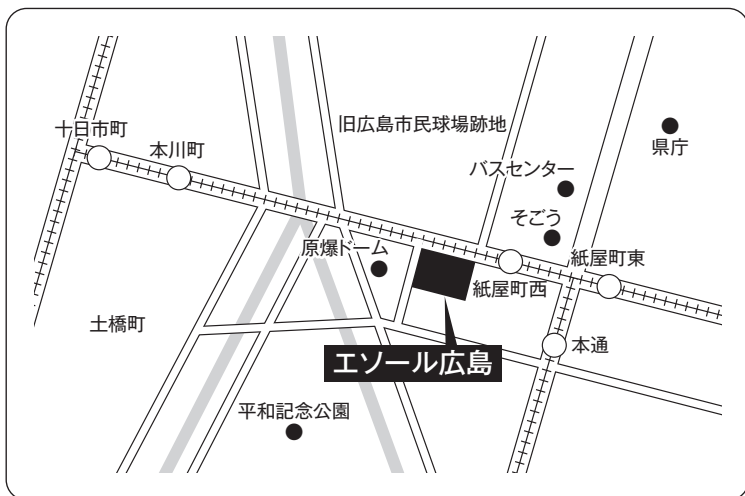
	相談日時	相談内容	相談方法
一般相談	月～火曜・木～土曜 (祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後4時	生活上のさまざまな悩みを受け止め、相談者自らが解決の方策を見出せるよう援助する電話相談です。	082-247-1120 へお電話ください。
LGBT相談	土曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後4時	ご家族・パートナー・支援者の方からの相談もお受けします。	082-207-3130 へお電話ください。
面接相談	金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午後1時～午後4時	主に夫婦・家族の問題についての面接相談です。	※予約制 082-247-1120 へお電話ください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。



広島駅から

広島電鉄（宮島線・江波線）に乗車。「原爆ドーム前」下車、徒歩すぐ

紙屋町バスセンターから

徒歩およそ5分

行政困りごとなんでも相談所

【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27 そごう広島店本館9階

電話 082-223-6030

【相談日時】

毎週火・水・木・金曜日 午前10時～午後5時

(土・日・祝日、そごう広島店の休館日、12月29日～1月3日はお休み)

【相談業務内容】

- ① 国の行政機関等の仕事に関すること(道路、河川、社会福祉、電波・通信、登記、郵便事業、相談窓口など)の相談を受け付けています。
- ② 次のような専門の相談を定期的に受け付けています。

相談日(注)	相談内容	担当機関
第1木曜	交通事故	行政書士会 交通事故業務協議会
第1金曜	税 金	税理士会 ※予約制(1か月前から受付)
第2金曜	法 律	弁護士会 ※予約制(1か月前から受付)
第3木曜	年金・労働	社会保険労務士会
第3金曜	相続・遺言	行政書士会 成年後見・民事信託協議会
第4金曜	情報公開・行政手続制度	行政評価局

(注) 通常の相談日と異なる月がありますので、詳細はお問い合わせください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

相談のお申出は、午後4時30分までをお願いいたします。

広島市くらしサポートセンター

【所在地・連絡先】

名 称	所 在 地	電 話
中 区 く ら し サポートセンター	〒 730-0051 中区大手町 4 - 1 - 1 大手町平和ビル 5 階（中区社会福祉協議会内）	082-545-8388
東 区 く ら し サポートセンター	〒 732-8510 東区東蟹屋町 9 - 34 東区総合福祉センター 4 階（東区社会福祉協議会内）	082-568-6887
南 区 く ら し サポートセンター	〒 734-8523 南区皆実町 1 - 4 - 46 南区役所別館 3 階（南区社会福祉協議会内）	082-250-5677
西 区 く ら し サポートセンター	〒 733-8535 西区福島町 2 - 24 - 1 西区地域福祉センター 4 階（西区社会福祉協議会内）	082-235-3566
安佐南区くらし サポートセンター	〒 731-0194 安佐南区中須 1 - 38 - 13 安佐南区総合福祉センター 5 階（安佐南区社会福祉協議会内）	082-831-1209
安佐北区くらし サポートセンター	〒 731-0221 安佐北区可部 3 - 19 - 22 安佐北区総合福祉センター 4 階（安佐北区社会福祉協議会内）	082-815-1124
安芸区くらし サポートセンター	〒 736-8555 安芸区船越南 3 - 2 - 16 安芸区総合福祉センター 3 階（安芸区社会福祉協議会内）	082-821-5662
佐伯区くらし サポートセンター	〒 731-5135 佐伯区海老園 1 - 4 - 5 佐伯区役所別館 5 階（佐伯区社会福祉協議会内）	082-943-8797

※本部：統括 082-264-6405（〒 732-0822 南区松原町 5 - 1 BIG FRONT ひろしま 6 階 広島市社会福祉協議会内）

FAX 082-264-6413 E-mail kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp

※ FAX、E-mail は各センター共通です。

【相談日時】

月～金曜日（祝日、8月6日、翌年12月29日～1月3日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【相談内容】

生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方の相談窓口です。相談の内容に応じて、制度の利用や他機関との調整など、課題解決のために一緒に考えていきます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

面談（来所、訪問）、電話、E-mail、FAX

広島市社会福祉協議会ホームページより、メールフォームが利用できます。

※地図は、P10～11にあります。

区役所 市民部 保険年金課

【所在地】

区役所 市民部 保険年金課	郵便番号	所 在 地	電 話
中 区 役 所 保 険 年 金 課	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2555(保険担当) 082-504-2556(年金・援護担当)
東 区 役 所 保 険 年 金 課	732-8510	東 区 東 蟹 屋 町 9-38	082-568-7711(保険担当) 082-568-7712(年金・援護担当)
南 区 役 所 保 険 年 金 課	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8941(保険担当) 082-250-8944(年金・援護担当)
西 区 役 所 保 険 年 金 課	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0933(保険担当) 082-532-0935(年金・援護担当)
安佐南区役所 保険年金課	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4929(保険担当) 082-831-4931(年金・援護担当)
安佐北区役所 保険年金課	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3909(保険担当) 082-819-3910(年金・援護担当)
安芸区役所 保険年金課	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4910 (保険・年金・援護担当)
佐伯区役所 保険年金課	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9712(保険担当) 082-943-9713(年金・援護担当)

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除きます。)

【相談業務内容】

- (1) 国民健康保険について
- (2) 国民年金について
- (3) 戦傷病者及び戦没者の遺族の援護に関する給付金等の請求の受付について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

年金事務所

【所在地】

年金事務所	郵便番号	所 在 地	電 話	管轄地域
広島東年金事務所	730-8515	中区基町1-27（合同庁舎前）	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島南年金事務所	734-0007	南区皆実町一丁目4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区
広島西年金事務所	733-0833	西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505	西区 佐伯区

【受付日時】

- 月曜日 午前8時30分～午後7時まで受付しています。
ただし、午後5時15分～午後7時までは年金相談のみの受付となります。
- 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで受付しています。
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで受付しています。
ただし、年金相談のみの受付となります。

【相談業務内容】

厚生年金保険、国民年金の適用・給付・保険料と健康保険の適用についての相談を受けています。（平成29年2月以降、厚生年金保険の適用・保険料及び健康保険の適用についての相談業務は広島東年金事務所に集約しています。）

ただし、健康保険の給付および任意継続については、全国健康保険協会広島支部が行っています。

年金事務所では、予約制による年金相談を実施していますのでご利用ください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

年金相談は予約受付専用電話（0570-05-4980）でご予約のうえ、来所してください。

“ねんきんネット”は年金記録や 年金見込額を確認できるサービスです！

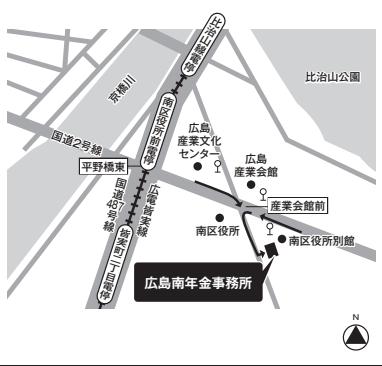
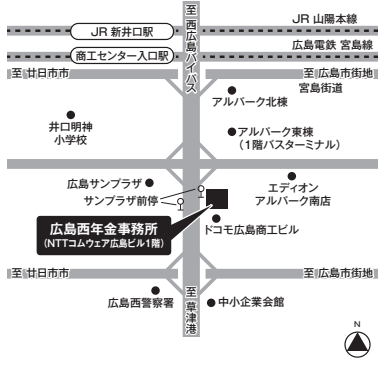
国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。
また、持ち主のわからない年金記録も検索できます。
（亡くなられた方の記録も含みます）
ぜひご利用ください!!

詳しくはこちらから



ねんきんネット
特設サイト入口ページ

【広島市内年金事務所のご案内】

広島東年金事務所	
	所在地
	〒730-8515 広島県広島市中区基町1-27
	電話
	082-228-3131 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX
	082-221-3042 (番号のかけ間違いにご注意ください)
アクセス	「広島バスセンター」停留所下車徒歩8分 郊外線バス「合同庁舎前停留所」下車 徒歩 1分
	駐車場 有 (11台)
広島南年金事務所	
	所在地
	〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1-4-35
	電話
	082-253-7710 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX
	082-505-5122 (番号のかけ間違いにご注意ください)
アクセス	市内電車 (5番 比治山下經由 広島港行) 「南区役所前電停」下車 徒歩 4分 「南区役所前停留所」下車 徒歩 2分
	駐車場 有 (19台)
広島西年金事務所	
	所在地
	〒733-0833 広島県広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
	電話
	082-535-1505 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX
	082-535-1506 (番号のかけ間違いにご注意ください)
アクセス	JR山陽本線「新井口駅」下車 徒歩 10分 広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」下車 徒歩10分 広島バス「サンプラザ前停留所」下車 徒歩 1分 広島バス、広島バス「アルパーク東棟1階バス ターミナル」下車 徒歩 5分
	駐車場 有 (16台)

街角の年金相談センター広島

【所在地】

〒730-0015 中区橋本町10-10 広島インテスビル1階

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く）

※月曜日は午後7時まで

【相談業務内容】

- (1) 厚生年金保険、国民年金の受給資格の有無や年金額の照会
- (2) 裁定請求書（年金を受けるための請求書）、諸変更届、加入期間確認請求書の受付及び用紙の配布

【相談料】

無 料

【相談方法】

予約専用ダイヤル（0570-05-4890）又は当センターでの事前予約をお願いします。

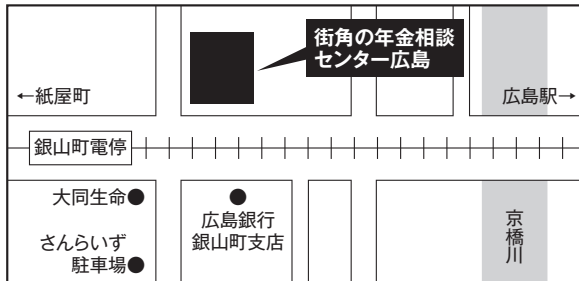
電話 082-227-1391

（通話可能時間 午前8時30分～午前9時30分）
午後2時～午後3時

※お電話による“年金相談”は受け付けておりません。

※ご相談に必要なもの

- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・その他必要な書類
- ・委任状（本人が来所できない場合は本人と代理人の確認ができるものを持参）



国税の税務相談

【国税に関するご質問・ご相談は電話相談センターをご利用ください。】

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - ^{コクセイ}5901 (全国一律料金)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)



音声案内に沿って、次の「①」～「⑥」を選択します。
(確定申告期には、「⑦」確定申告が追加されます。)

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 所得税 | ④ 法人税 |
| ② 源泉徴収、年末調整、支払調書 | ⑤ 消費税、印紙税 |
| ③ 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価 | ⑥ その他 |

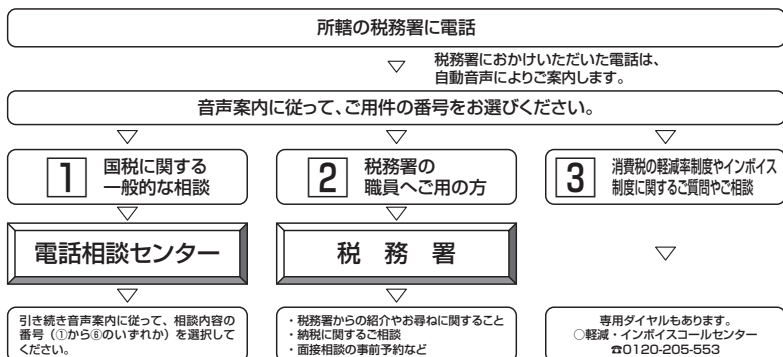
- ・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・税務署、業務センター室からのお尋ねに関する質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。

【税務署の職員にご用の方】

税務署からの照会やお尋ねに関すること、納税に関するご相談、面接相談の事前予約などは、所轄の税務署に電話し、音声案内で②を選択してください。

上記「国税相談専用ダイヤル」につながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内①を選択してください(「電話相談センター」につながります。)

税 務 署	広 島 東	730-0012	中区上八丁堀 3 番 19 号	082-227-1155
	広 島 西	733-8555	西区観音新町一丁目 17 番 3 号	082-234-3110
	広 島 南	734-0003	南区宇品東六丁目 1 番 72 号	082-253-3281
	広 島 北	731-0294	安佐北区亀山二丁目 25 番 10 号	082-814-2111
	廿 日 市	738-8601	廿日市市新宮一丁目 15 番 40 号 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217
	海 田	736-8505	安芸郡海田町大正町 1 番 13 号	082-823-2131
	吉 田	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604 番地 1	0826-42-0008



- ① 所得税（個人の方の給与・事業・不動産・年金・医療費控除・住宅ローン控除など）
- ② 源泉所得税・年末調整・支払調書（給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税など）
- ③ 相続税・贈与税・譲渡所得・財産の評価（財産を相続した場合・不動産や株式等を売却した場合など）
- ④ 法人税（法人税の申告手続・減価償却の方法など）
- ⑤ 消費税・印紙税（改正消費税を含む基本的なしくみ・課税の対象・印紙税額など）
- ⑥ 上記以外の国の税金について（上記①から⑤以外の国の税金に関する一般的なご相談・相談先がご不明な場合）

※相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。

【税務署でのご相談、申告手続きは「事前予約」をお願いします。】

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合は、事前に予約をいただいた上で、所轄の税務署において対応しています。

ご予約は、お電話（②を選択）か税務署窓口へお申し出ください。

【国税局ホームページのご利用について】

国税庁ホームページには「チャットボット（AIが自動で回答するウェブサービス）」や「タックスアンサー（よくある税の質問）」のほか、e-Taxや申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」などを設置していますのでご利用ください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

日本貸金業協会 広島県支部

【所在地】

〒730-0021 中区胡町4-28 胡町ビルディング7階
電話 0570-051-051

【相談日時】

- 月～金曜日（土・日・祝休日・12月29日～1月4日を除く）
- ・電話での受付 午前9時～午後5時
 - ・来訪による受付 午前9時30分～午後5時30分

【相談業務内容】

- ① 貸金業の利用に関する相談・苦情
- ② 浪費やギャンブル依存症により借り癖のある方の貸付自粛制度に関する相談

【相談料】

無 料

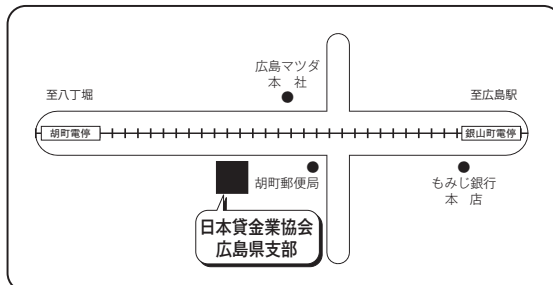
【相談方法】

電話又は来所してください。

貸付自粛の手続きは、本人が運転免許証等の本人確認書類を持参する方法と、申告書類を郵送する方法、ホームページの専用の入力フォームから Web により申告する方法があります。

【ホームページ】

日本貸金業協会 <https://www.j-fsa.or.jp>



広島みらい法律事務所「過払い・多重債務 110 番」

【所在地】

〒 730-0013 中区八丁堀 2 - 31 鴻池ビル 9 階
弁護士法人 広島みらい法律事務所
電話 082-511-7772

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
原則 午前 9 時～午後 6 時

【相談受付時間】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前 9 時～午後 6 時
※ まず、あらかじめお電話でご予約の上、ご相談にお越しください。

【相談業務内容】

弁護士による法律相談

- ・多重債務（任意整理、破産、民事再生、過払金取り戻しなど）
 - ・一般民事（労働問題、交通事故、医療事故、土地建物のトラブルなど）
 - ・刑事事件、少年事件
- など、幅広く取り扱っています。

【相談料】

原則として 30 分につき 5000 円（消費税別途）

ただし、多重債務問題、交通事故にかかる相談については、初回のみ無料

※ ただし、法テラスや弁護士保険等の制度をご利用いただける方は、当該制度を利用した相談をお願いしています。

公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 広島相談室

【所在地】（運営主体・電話相談窓口）

〒541-0054 大阪市中央区南本町4-2-21 イヨビルディング6階

電話 0570-031640（多重債務ほっとライン）

ホームページアドレス <https://www.jcco.or.jp/>

【相談日時】

●電話相談

月～金曜日（12月28日～1月4日と祝日等を除く）

午前10時～午後0時40分 午後2時～午後4時40分

●面談相談（カウンセリング）（電話予約制）

・火曜日・木曜日の午後1時～午後4時（月3回～5回開催）

・電話相談（多重債務ほっとライン）を通じてカウンセリング日時の予約が必要です。

・予約した日時に、下記の相談室会場で弁護士及びアドバイザーが解決方法について相談・助言をします。

※相談室会場

レンタルオフィス「fabbit 広島駅前」1階貸会議室

〒732-0828 広島市南区京橋町1-7

アスティ広島京橋ビルディング1階

【相談業務内容】

多重債務者の生活再建と法的救済を図るカウンセリング事業

●多重債務者の生活、債務、弁済方法等に関する相談及び助言

●多重債務者の弁済計画の策定及び同計画の債権者への提示

●多重債務者の弁済計画の履行に関する助言

●多重債務者に対する破産・民事再生等の司法手続きに関する助言

●多重債務に陥る可能性のある者に対する相談及び助言

【相談方法】

多重債務ほっとラインへ電話してください。

【相談料】

電話相談・カウンセリングとも無料

【広島相談室会場案内図】

「fabbit 広島駅前」1 階受付にて『日本クレジットカウンセリング協会に来ました』とお伝え下さい。受付が案内します。



広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）

【所在地】

〒730-0051 中区大手町5-16-18（パルビル4階）

電話 082-247-5251

【相談日時】

月～金曜日 午後1時～午後5時

【相談内容】

クレジットや消費者金融で借入れ、またギャンブルをする資金を借入れたために支払困難に陥っている本人やその家族に対して、多重債務者へ解決策をアドバイスして解決に導きます。そして健全で平和な家庭生活（生活再建）のアドバイスを行います。「家計簿をつける」習慣化のお手伝いも行います。またヤミ金融被害・大量広告被害の相談にも対応しています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話で予約の上、お越しください。なお、お越しの際は借入れがわかる契約書や消費者金融からの借用书、支払いをしていれば領収書、借入れに関する自分のメモ書き等を持参してください。



中国財務局 多重債務相談窓口

【所在地】

〒 730-8520 広島市中区上八丁堀 6 - 30

広島合同庁舎 4 号館 12 階

中国財務局 金融監督第三課

電話 082-221-9206

ホームページアドレス [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kinyusyouken/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm)

[kinyusyouken/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kinyusyouken/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm)

【相談日時】

月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

午前9時～午後0時、午後1時～午後5時

【相談業務内容】

借金でお悩みの方からお話を伺い、考えられる債務の解決方法などをアドバイスします。必要に応じて、弁護士・司法書士などの専門家へ引き継ぎます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または面談でお受けします。

※面談をご希望の場合は、予め日時や相談内容等をご連絡いただきますと、よりスムーズなご案内ができます。

広島簡易裁判所 受付案内センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 2 - 43

電話 082-502-2210

【手続案内日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時（受付は午後4時までをお願いします。）

【内容】

民事上のトラブルについて、民事調停その他裁判所を利用する場合の各種手続（通常訴訟、少額訴訟、支払督促など）の説明を行っています。

なお、トラブルの実体的判断（裁判の勝敗の判断）やアドバイスを求める相談には応じていません。

（民事上のトラブルの具体例）

- (1) 人身傷害あるいは物的損害を伴う自動車事故による損害賠償に関する紛争
- (2) 借地、借家の明渡しや敷金の返還、地代、家賃の値上げなど、宅地建物の利用関係に関する紛争
- (3) 売掛代金や手形、小切手金の請求など、商事関係に関する紛争
- (4) 農地等の貸借その他の利用関係に関する紛争
- (5) 公害や日照、通風等の私生活上の被害に関する紛争
- (6) 土地、建物、その他の物の売買に関する紛争
- (7) 建物の建築請負に関する紛争
- (8) 山林や宅地の所有関係（範囲に関するものを含む）に関する紛争
- (9) 貸金（消費者向け小口金融）や立替金等の返済に関する紛争で債務額の確定及びその支払方法の協定に関する紛争
- (10) 貸金等の未払いに関する紛争

【費用】

無 料（各種手続の申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

トラブルに関する書類等をご持参のうえ、直接来所してください。
(予約は不要です。)

なお、各種手続の申立てには、申立書のほかに印鑑（認印）、
添付書類（写し）と手続費用等が必要です。

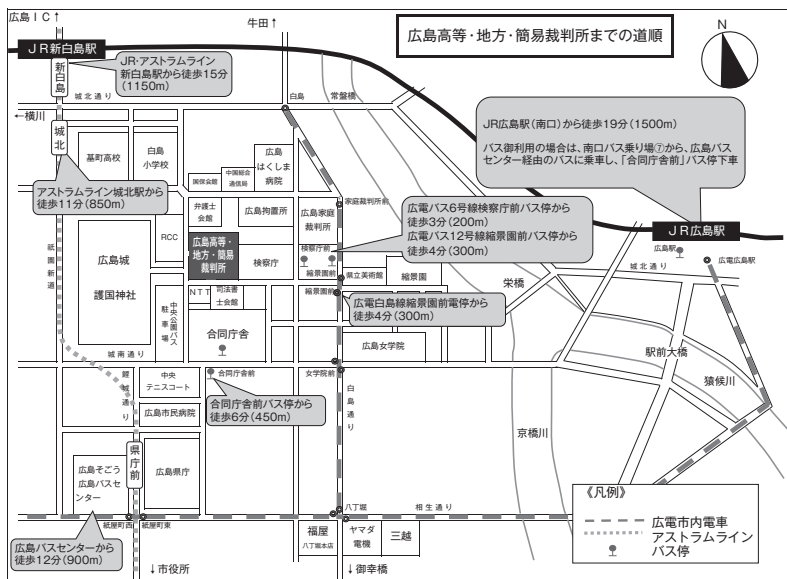
【インターネット・ウェブサイト】

裁判手続や裁判所に関する情報をインターネット上でご案内しています。

裁判手続についてのQ & Aや申立書の書式例も掲載しています。

(裁判所ウェブサイト) <https://www.courts.go.jp/>

(広島地裁・広島家裁ウェブサイト) <https://www.courts.go.jp/hiroshima/>



広島弁護士会 法律相談センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 2 - 73 広島弁護士会館

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページアドレス <https://www.hiroben.or.jp>

【相談日時】

毎日 午前 10 時 10 分～午後 4 時 25 分

【相談業務内容】

金銭問題、不動産問題、家庭問題、その他法律に関するすべての問題について相談を受けています。

【相談料】

一般相談 40 分 6,600 円（税込）

交通事故相談 原則無料（刑事処分、行政処分に関する相談は有料）

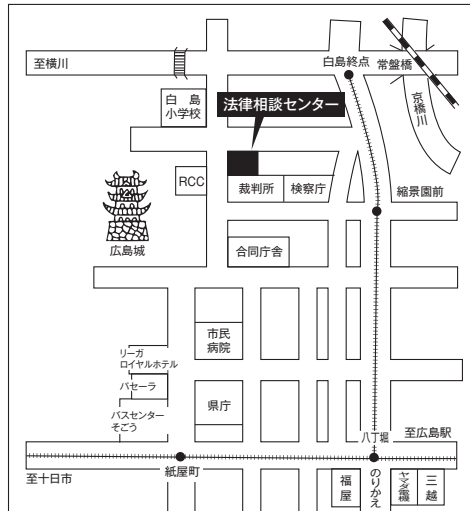
クレジット・サラ金相談 原則無料

※ 一般相談でも、収入等について、一定の要件を満たす方は、無料で相談を受けることができます。

【相談方法】

電話で予約来所してください。（1 週間前より受付）

予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時



広島司法書士会総合相談センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 69

電話 082-511-7196

ホームページアドレス <https://www.shiho-hiro.jp/>

【相談日時】

電話相談 月～金曜日 午後0時～午後3時

面談相談 月曜日 午後4時～午後7時（祝日、第5月曜日を除く）

火曜日・木曜日 午後6時～午後8時

（祝日、第5火木曜日を除く）

第2・第4土曜日 午前10時～午後0時

【相談業務内容】

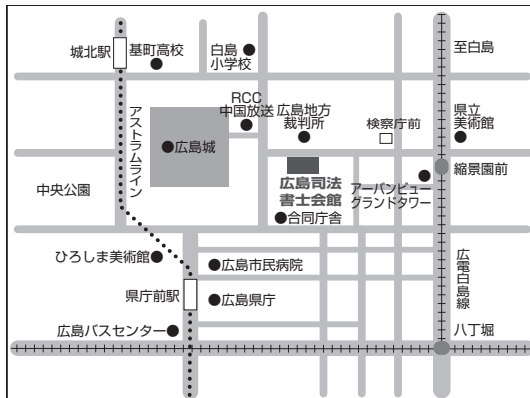
- 相続のこと、遺言のこと
- お年寄りの財産管理（成年後見）
- ご近所トラブル（近隣関係）
- 悪質な訪問販売・買取（悪質商法被害）
- 夫婦、親子関係 ●交通事故 ●不動産・会社の登記
- 借金のお悩み ●空き家に関する問題
- その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

【相談料】

無 料

【相談方法】

まずは電話相談していただいて、面談相談の予約をして下さい。



公共職業安定所（ハローワーク）

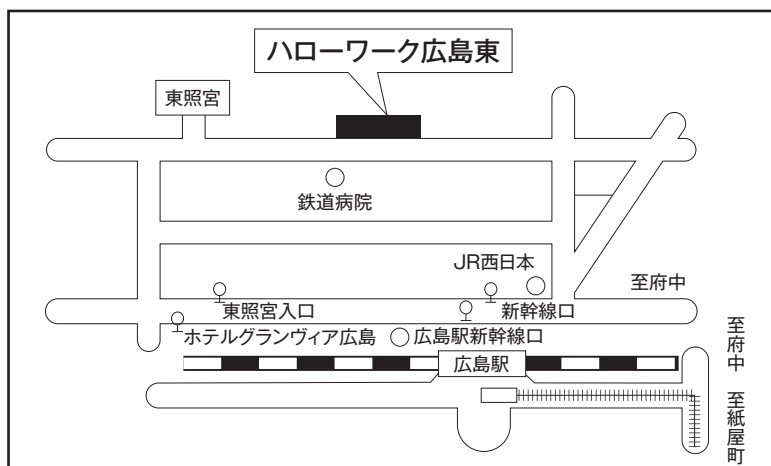
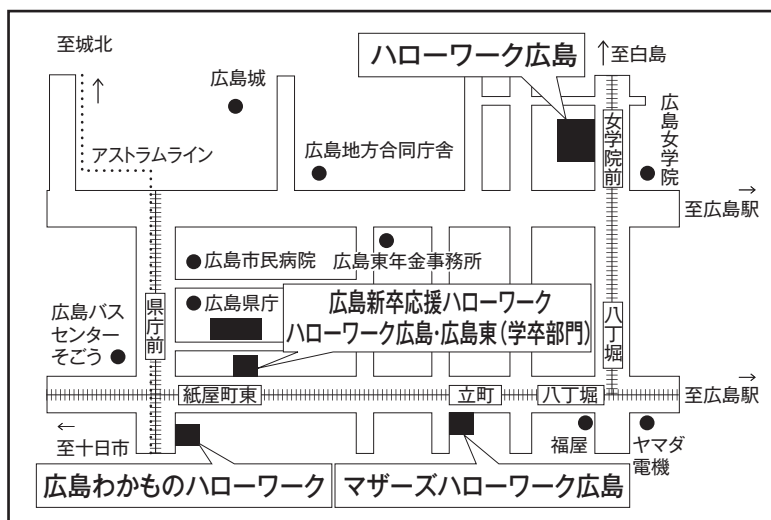
【所在地】

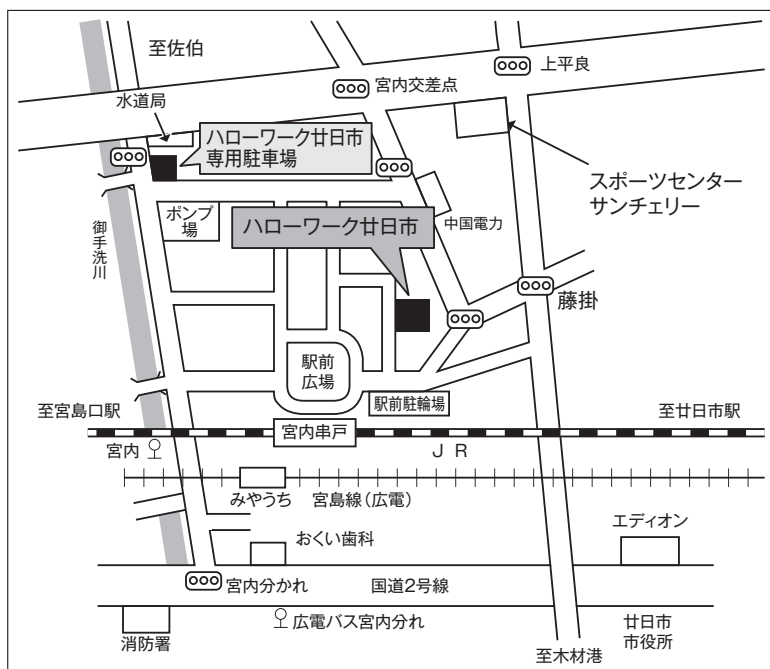
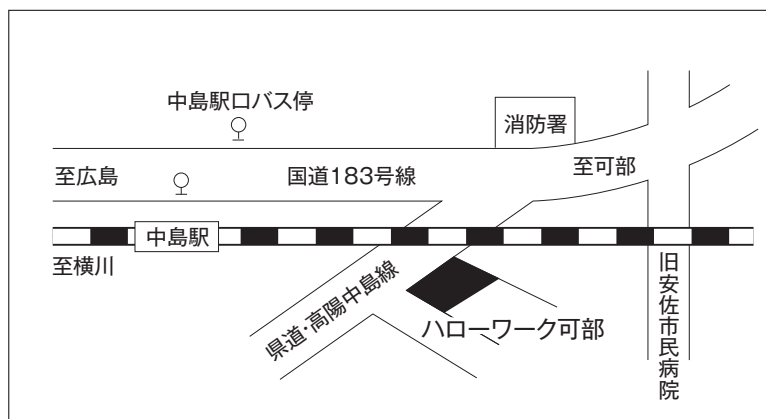
各公共職業安定所 (ハローワーク)	郵便番号	所在地	電話	管轄区域 (広島市内関係分)
広島公共職業安定所 (ハローワーク広島)	730-8513	中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082- 223-8609	中区、西区、安佐南区、 佐伯区(湯来町、 杉並台を除く)
広島東公共職業安定所 (ハローワーク広島東)	732-0051	東区光が丘13-7	082- 264-8609	東区、南区、安芸区
可部公共職業安定所 (ハローワーク可部)	731-0223	安佐北区 可部南三丁目3-36	082- 815-8609	安佐北区
廿日市公共職業安定所 (ハローワーク廿日市)	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	0829- 32-8609	佐伯区のうち湯来町、 杉並台
マザーズ ハローワーク広島	730-0032	中区立町1-20 NREG広島立町ビル3F	082- 542-8609	
ハローワーク広島・ 広島東(学卒部門)	730-0011	中区基町12-8 宝ビル6F	082- 225-0380	広島市(安佐北区及び 佐伯区のうち湯来町・ 杉並台を除く)
広島新卒応援 ハローワーク			082- 224-1120	
広島わかもの ハローワーク	730-0035	中区本通6-11 明治安田生命広島本通 ビル8F	082- 236-8613	

各公共職業安定所（ハローワーク）	開庁時間
広島公共職業安定所 (ハローワーク広島)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
広島東公共職業安定所 (ハローワーク広島東)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
可部公共職業安定所 (ハローワーク可部)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
廿日市公共職業安定所 (ハローワーク廿日市)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
マザーズハローワーク広島	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ハローワーク 広島・広島東(学卒部門)	月～金曜日 午前9時30分～午後6時
広島新卒応援ハローワーク	月～金曜日 午前9時30分～午後6時
広島わかものハローワーク	月～金曜日 午前10時30分～午後7時 第2・4土曜 午前10時～午後5時

※マザーズハローワーク広島、広島わかものハローワークの業務は、求人検索・職業相談・職業紹介のみです。雇用保険の各種手続き、求人申込等の業務は行えませんのでご注意ください。

※ハローワーク広島・広島東(学卒部門)、広島新卒応援ハローワークの業務は、新規学卒者を対象とした求人検索・職業相談・職業紹介・求人受理等です。雇用保険の各種手続きは行えませんのでご注意ください。





JR 山陽本線「宮内串戸駅」で下車徒歩 2 分

広電バス「宮内」で下車徒歩 3 分

ハローワーク広島・広島東（学卒部門）

【所在地】

〒730-0011 中区基町12番8号 宝ビル6階

電話 082-225-0380

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）

午前9時30分～午後6時

【相談業務内容】

新規中学校・高等学校卒業予定者及び未就職卒業者（卒業後少なくとも3年以内）等を対象に、職業講話、職場見学等の職業意識形成支援事業、職業相談・職業紹介及び新規学校卒業予定者の求人受理等を行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

窓口相談、オンライン相談

※地図は、P35にあります。

広島新卒応援ハローワーク

【所在地】

〒730-0011 中区基町12番8号 宝ビル6階

電話 082-224-1120

ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/h-shinsotsu.html

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）

午前9時30分～午後6時

【相談業務内容】

大学等（大学院・大学・短大・高専・専修学校）を卒業予定の在学生及び大学等卒業後3年以内の方を対象に、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、就活セミナー等の開催などの就職支援を行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

窓口相談、オンライン相談

※地図は、P35にあります。

広島わかものハローワーク

【所在地】

〒 730-0035 中区本通 6 - 11
明治安田生命広島本通りビル 8F
電話 082-236-8613

【利用時間】

月～金曜日 午前 10 時 30 分～午後 7 時
第 2・4 土曜日 午前 10 時～午後 5 時
(日曜日、祝日、年末年始は閉庁)

【相談業務内容】

若年者（35 歳未満の方）を対象に、正規雇用での就職支援を行う施設です。個々の求職者の希望やニーズに応じた担当制によるきめ細やかな就職支援を行っています。

※月～金曜日午後 5 時 15 分以降及び土曜日については、在職中等の理由により、月～金曜日日中にハローワークをご利用いただくことが困難である 35 歳以上の方についても、職業相談・職業紹介を行います。

※地図は、P35 にあります。

マザーズハローワーク広島

【所在地】

〒730-0032 中区立町1番20号 NREG 広島立町ビル3階

電話 082-542-8609

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-mother/>

【利用時間】

月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

子育てをしながら就職を希望される方及び仕事と家庭の両立のために転職を希望される方の再就職支援を行っています。（チャイルドコーナーや授乳スペースを設けています。）

特に早期に就職したい子育て中の方には、個別の就職実現プランの作成、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介、保育情報提供等総合的な就職支援を行っています。

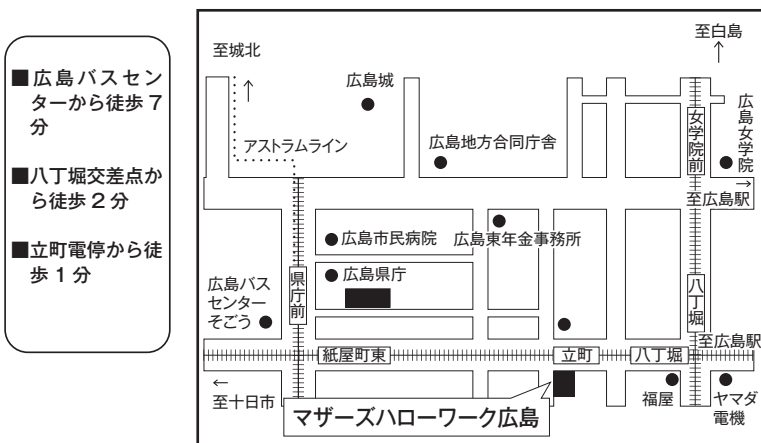
また、再就職支援のためのマザーズセミナーやパソコンセミナー等各種セミナーを定期的に開催しています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

窓口相談、オンライン相談



ひろしましごと館

【所在地】

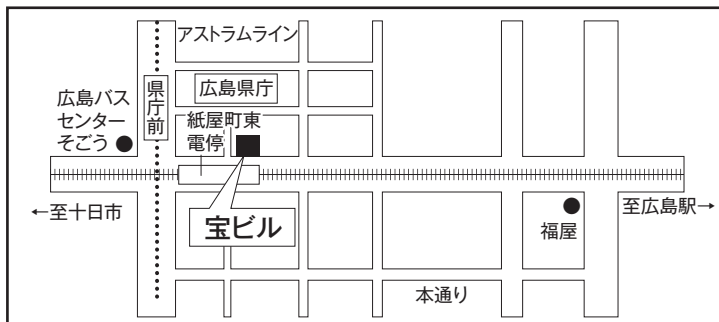
〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル内

電話 082-224-0121 FAX 082-224-1033 (7F ひろしましごと館〔広島県〕)

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>

※相談日時、相談業務内容、相談方法の詳細は、各施設のページをご覧ください。

施設名		対象	主な事業内容	詳細	
ひろしましごと館	6F 広島労働局	広島新卒応援ハローワーク ハローワーク広島・広島東(学卒部門) 月～金 午前9時30分～午後6時	新規学卒者 又は既卒 3年以内	職業相談、職業紹介、 求人検索	P38 P37
	7F 広島県	若年者就業相談コーナー 月～金 午前11時15分～午後6時 土 午前12時～午後6時 (第1・第3土曜日)	～おおむね 39歳	キャリアコンサルティング、 職業適性診断	P42
		シニア・ミドル職業紹介コーナー 月～金 午前10時～午後4時50分	おおむね 40歳～	中高年齢者のキャリアコンサル ティング・職業紹介、起業・創 業、ボランティア活動等多様な 働き方に関する相談	
		U・Iターン職業紹介コーナー 月～金 午前10時～午後4時45分 土 午前12時～午後6時 (第1・第3土曜日)	全年齢	UIターン就職希望者を 対象としたキャリアコンサル ティング・職業紹介	
	広島労働局・広島県	広島地域若者サポートステーション 「若者交流館」 月・金 午前10時～午後7時 火～木 午前10時～午後5時 土(第5を除く) 午後1時～午後5時	15歳～ 49歳	個別相談、コミュニケーショ ントレーニング、職場体験等 の実施	P50



ひろしましごと館〔広島県〕

【所在地】

〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-224-0121

E-mail shigotokan@pref.hiroshima.jp（若年者就業相談コーナー）

※こちらのコーナーへのご相談をメールにて行う際は、メールタイトル又は本文に「若年者」と必ず記載してください。

shigotokan@pref.hiroshima.jp（シニア・ミドル職業紹介コーナー）

※こちらのコーナーへのご相談をメールにて行う際は、メールアドレス又は本文に「シニア・ミドル」と必ず記載してください。

uiturn.jobplaza@pref.hiroshima.jp（U・Iターン職業紹介コーナー）

ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/shigotokan.html>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後6時（祝日及び年末年始を除く）

土曜日（第1・第3土曜日） 午前12時～午後6時（祝日及び年末年始を除く）

※但し、相談内容に応じて窓口の対応時間が異なります。

【相談業務内容】

○ 若年者就業相談コーナー

就職活動のアドバイスが欲しい若者を対象に、キャリアコンサルティングや職業適性診断を行い、就職を支援します。

○ シニア・ミドル職業紹介コーナー

キャリアを活かして働きたいシニア・ミドルを対象に、希望を聞き、キャリアコンサルティング・職業紹介を行います。起業・ボランティア活動等の相談も受け付けています。

○ U・Iターン職業紹介コーナー

U・Iターン就職を希望する方を対象に、キャリアコンサルティングや職業紹介を行います。ご家族の方の相談も受け付けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

原則事前予約ですので、電話等で予約の上来所してください。

Web メールや電話での相談も受け付けています。

母子家庭等就業・自立支援センター

【相談場所】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター5階
(一財) 広島市母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
電話 082-261-2235 FAX 082-261-2236
ホームページアドレス <https://hiroshimashi-boshikai.jp/>

【相談日時】

相談日：月～金曜日 午前10時～午後7時
土曜日 午前10時～午後6時
相談受付：月～金曜日 午前10時～午後6時
土曜日 午前10時～午後5時
(日曜・祝日・8月6日・年末年始は休み) 【要電話予約】

【相談業務内容】

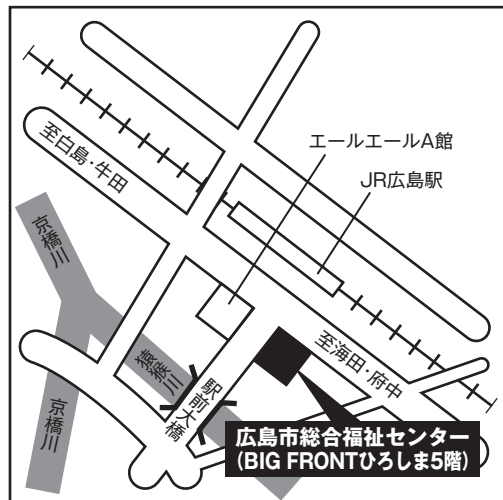
- 就業相談・斡旋
- 求人情報の提供
- 各種セミナー・講習会のご案内

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話予約のうえ、来所してください(駐車場はありません)



女性のキャリア応援コーナー ひろしま

【所在地】

〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5階

電話 082-227-0221

ホームページアドレス <https://womens-careersupport.pref.hiroshima.lg.jp>

【相談日時】

平日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日、お盆及び年末年始を除く)

【相談業務内容】

(1) 個別相談

離職されたり、再就職を希望する子育て世代の女性や、キャリアチェンジを目指す女性の就職をサポートすることを目的に、個別で相談をお受けしています。保育所情報や子育て支援情報、就職に役立つ情報をご用意しています。

(2) 託児料支援

就職活動をする利用者に対し、就活時における託児料支援を行っています。

【相談料】

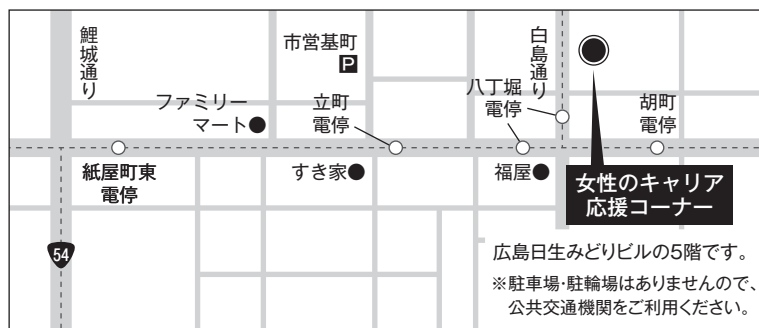
無料。(1)の個別相談は1回45分程度。

【相談方法】

来所またはWEB相談。来所の場合は予約優先。(個別相談利用中、保育士が駐在するチャイルドコーナーがあります。WEB相談の場合は託児料支援を行います。)

【対 象】

働くことを希望する女性等



広島県社会福祉人材育成センター

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館

電話 082-256-4848 FAX 082-256-2228

ホームページアドレス <https://fukushikaigo.net>

【相談日時】

月～金曜日（午前8時30分～午後5時）※午後0時～午後1時は閲覧のみ
土曜日・日曜日・国民の祝日および12月28日～1月3日の間は休み

【相談業務内容】

しごとをさがす⇒福祉の職場で働きたい人の就職相談、求人閲覧、見学、面接調整

ひとをさがす⇒福祉人材の求人受付、紹介あっせん

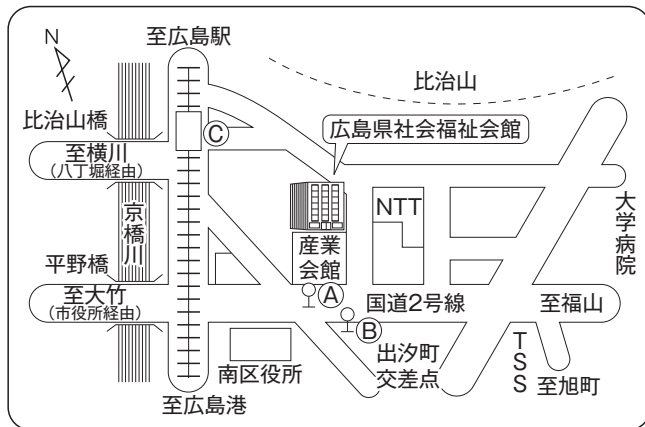
そのほか、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事の普及啓発などを行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は来所してください。



- (A) バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
広島バス／横川駅～大学病院 (23 番線)
(B) バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
広電バス／県庁前・横川駅～
仁保車庫・向洋新町車庫 (7 番線)
(C) 電停「比治山橋」下車
広島駅～広島港 (比治山下經由 5 番線)

あっとホーム無料職業紹介所

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター
(BIG FRONT ひろしま5階)

実施主体：公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

電話 082-207-0567 FAX 082-207-0576

ホームページアドレス <https://roushiren-hiroshima.jp>

【相談日時】

月～金曜日（土・日・祝日を除く）

午前9時～午後5時

【相談業務内容】

市内やその近郊の社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の求人・求職などについて

【相談料】

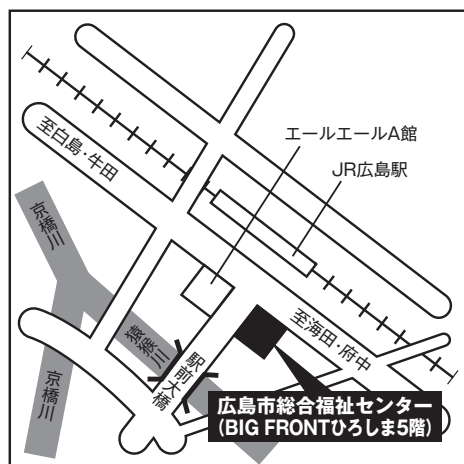
無 料

【相談方法】

なるべく事前に電話で予約してお越しください。

【その他】

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟は、広島市内の社会福祉法人や公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団が運営している老人福祉施設で構成されています。



広島市シニア応援センター無料職業紹介所

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)
電話 082-264-6415 FAX 082-264-6439

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

- ・就労相談、職業紹介、求人の受付
- ・ボランティア活動や生涯学習などの社会参加・社会貢献に関する相談

【対象者】

求人者：広島県内を就労場所とする事業者
求職者：広島市内に住所又は居所を有する60歳以上の者

【実施主体】

広島市社会福祉協議会（7ページ参照）

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。

公益社団法人 広島市シルバー人材センター

(令和7年4月1日より、公益社団法人 広島市シルバー・協同労働センターに変わります)

【所在地】

事 務 所	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
本 部	730-0005	中区西白島町 23-9	082-223-1156	082-223-8528
北 支 部	731-0292	安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区役所 2 階	082-815-5251	082-815-1139
安芸出張所	736-0082	安芸区船越南三丁目 4-36 安芸区役所 4 階	082-822-0300	082-822-0386
佐 伯 支 部	731-5135	佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区役所附属棟 1 階	082-922-0520	082-922-0587
佐 伯 支 部 湯来連絡所	738-0601	佐伯区湯来町大字和田 333 番地	0829-83-0739	0829-83-0739

【入会申込】

随時、各事務所で受付けます。その他オンラインでの WEB 申し込みや、出張しての入会説明会を行っています。(開催日時については、市広報紙等でお知らせします。)

入会に必要なもの

- ① 顔写真 2 枚(最近写したもの 3cm×2.5cm。お持ちでない場合は、事務所で撮影も可。)
- ② 会費 1800 円(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年会費)
(入会年度に限り免除。再入会者は除く。)
- ③ 筆記用具

※入会后、新人研修を受講していただきます。(必須)

【問い合わせ日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土、日曜日、祝日、8 月 6 日、年末年始は休み)

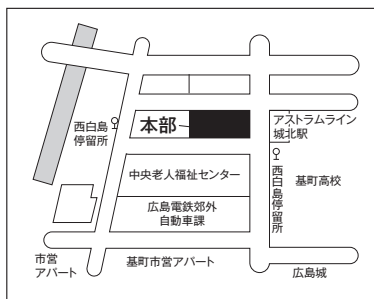
【入会資格及び内容】

広島市に在住で 60 歳以上の働く意欲のある方に会員になっていただき、臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な仕事を紹介し就業していただきます。

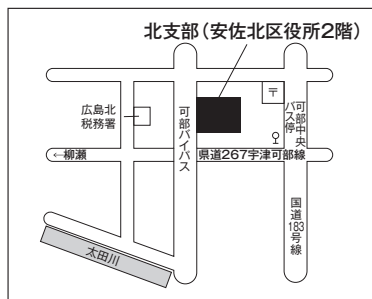
【相談方法】

電話又は直接来所してください。

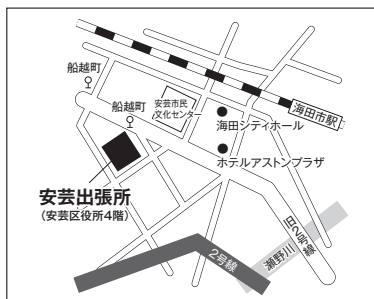
ホームページアドレス <https://silver.hiroshima.jp/>



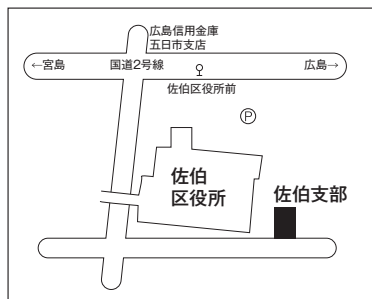
本 部



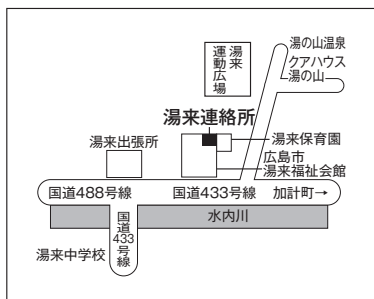
北 支 部



安芸出張所



佐伯支部



佐伯支部 湯来連絡所

広島地域若者サポートステーション「若者交流館」

【所在地】

〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-511-2029

ホームページアドレス <https://www.wakamono-kouryukan.jp/>

【相談日時】

月・金曜日 午前10時～午後7時

火～木曜日 午前10時～午後5時

土曜日（第5を除く） 午後1時～午後5時

（祝・休日及び年末年始を除く。）

【相談業務内容】

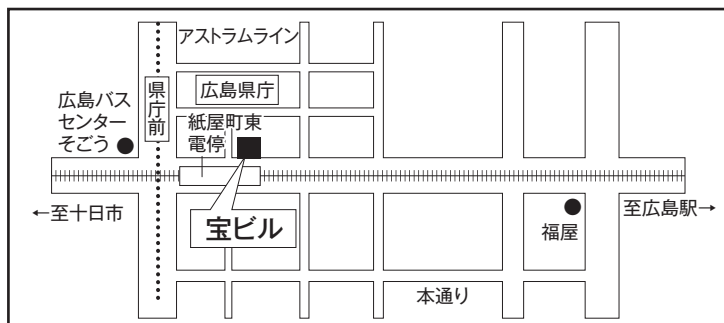
自分のやりたいことがわからない、仕事が続かないなど、就業に不安のある若者（15～49歳まで）に対して、面談や支援プログラムを通じて就労支援を行っています。廿日市・呉・東広島にも相談コーナーがあります。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。（お待ちいただくことがありますので、電話での予約をおすすめしています。）



ひろしま北部若者サポートステーション

【所在地】

〒731-0223 広島市安佐北区可部南5丁目13-21

電話 082-516-6557 FAX 082-516-6553

ホームページアドレス

<https://hiroshimahokubu-sapo.roukyou.gr.jp/>

【相談日時】

月～金曜日：午前9時30分～午後5時

（祝日・年末年始を除く）

【相談内容】

就労に悩む15歳～49歳までの若者に対して、面談を中心に職場体験・適職診断・各種講座など、一人一人に合わせた支援を行っています。

【相談料】

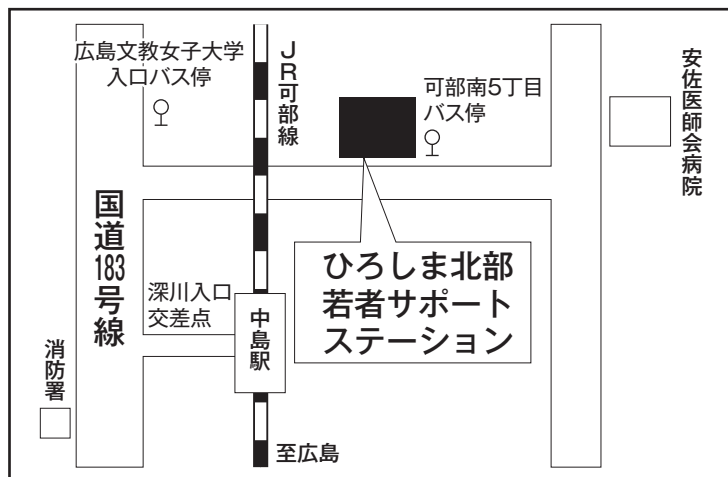
無 料

【相談方法】

お電話にて予約後来所ください。

出張相談・オンライン相談も行っていますのでお問い合わせください。

【地図】



労働基準監督署

【所在地】

各労働基準監督署	郵便番号	所 在 地	電 話	広島市の管轄区域
広島中央 労働基準監督署	730- 8528	中区上八丁堀 6-30	ダイヤルイン 下記【相談業務内 容】の (1)082-221-2460 (2)082-221-2459 (3)(4)082-221-2461	中区、南区、西区、 東区、安芸区
広島北 労働基準監督署	731- 0223	安佐北区可部南 3-3-28	082-812-2115	安佐南区、 安佐北区
廿日市 労働基準監督署	738- 0024	廿日市市新宮 1-15-40	0829-32-1155	佐伯区

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

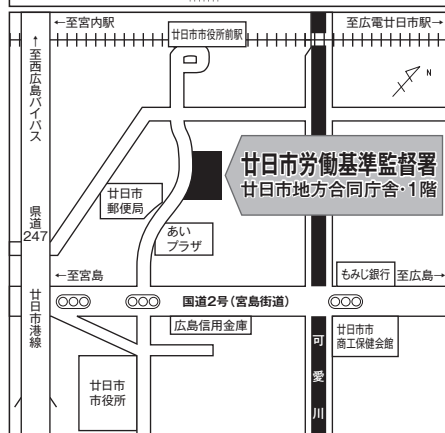
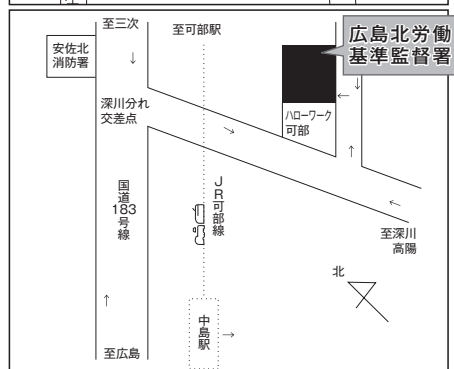
- (1) 賃金、解雇及び労働時間等労働基準法に関する相談
- (2) 労働安全・衛生に関する相談
- (3) 労働保険への加入手続きに関する相談
- (4) 労災保険給付（業務上災害・通勤災害）に関する相談

【相談料】

無 料

【相談方法】

本人が電話又は直接来署してください。



広島県労働相談コーナーひろしま

【所在地】

〒730-8511 中区基町10-52 県庁東館3階

電話 0120-570-207

【相談日時】

○一般労働相談

月～金曜日（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時）

○特別労働相談（弁護士相談）

奇数月 第3水曜日（午後1時～午後3時）

※ 特別労働相談は、事前の予約制です。一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付けます。

【相談業務内容】

賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、一般労働相談を行っています。

また、一般労働相談のうち、法律問題や法的な対応が必要なものについて、弁護士による特別労働相談も行っています。

【相談料】

無 料

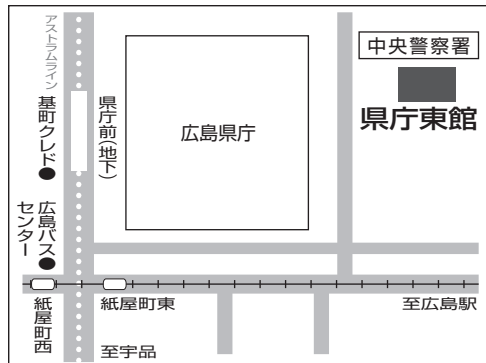
【相談方法】

○一般労働相談

電話又は面接

○特別労働相談（弁護士相談）

面接



広島市中小企業支援センター

【所在地】

〒733-0834 西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）

電話 082-278-8032 FAX 082-278-8570

ホームページアドレス <https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8月6日を除く）

相談時間の目安は、1回あたり50分です。

①経営相談

専門家による経営相談は、月・火曜日の午前9時～午後1時、木・金曜日の午後1時～午後5時に対応しています。ただし、コーディネータ・職員は常時相談に応じます。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

②資金繰り相談

専門家による資金繰りへの対応策に関する相談は、水曜日の午後1時～午後5時に対応しています。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

③事業承継相談

広島県事業承継・引継ぎ支援センターの相談員による、事業承継に関する相談は、第1木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までにお願いします。

④法律相談

弁護士による経営に関する法律相談は、第2木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までにお願いします。

⑤特許・商標相談

INPIT 広島県知財総合支援窓口相談員による、特許・商標に関する相談は、第3木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までにお願いします。

⑥創業資金相談

日本政策金融公庫職員による創業、第二創業を中心とした資金相談は、第4木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までにお願いします。

⑦日曜創業相談

広島市内でこれから創業を予定する方等を対象とした、専門家による事業計画の策定や資金調達、販売促進等に関する相談は、第3日曜日の午前9時～午後1

時に対応しています。お待ちしております場合等があるため、事前予約をお勧めします。

⑧省エネ・再エネ化相談

中小企業支援センターのコーディネータ（技術）による、省エネ・再エネ化相談は半年に1回、第2水曜日の午後1時～午後5時に対応しています。お待ちしております場合等があるため、事前予約をお勧めします。

【相談業務内容】

中小企業診断士や弁護士等の専門家、当センターのコーディネータ・職員が、広島県西部地域（広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）の中小企業者や創業予定者が抱える様々な経営課題や経営上の悩みを解決するための相談に応じます。

【相談料】

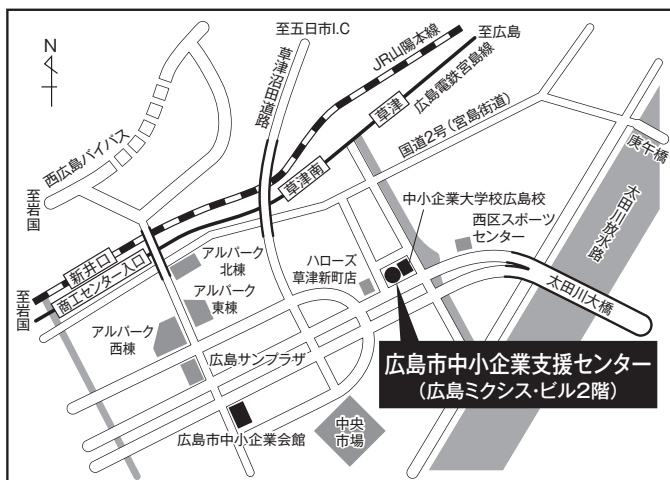
無 料

【相談方法】

電話又は直接来所。

来所の際は、できるだけ事前の予約をお願いします。

【周辺図】



〒733-0834 西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル2階
交通機関のご案内

- ・ 広電草津駅・草津南駅から 徒歩 15 分
- ・ 草津バス停から 徒歩 10 分
- ・ 広電商工センター入口駅から 徒歩 20 分
- ・ JR 新井口駅から 徒歩 20 分

公益社団法人 家庭問題情報センター
広島ファミリー相談室 FPIC（エフピック）
〈一人で悩まず、まずご相談を〉

【所在地】

〒730-0051 広島市中区大手町1丁目5番3号

県民文化センター6階

電話・FAX 082-246-7520

E-mail fpichiroshima@ybb.ne.jp

ホームページアドレス <https://www.fpichiroshima.com/>

【相談日時】

月～金曜日（年末・年始および国民祝祭日を除く）

午後1時30分～午後4時30分

電話・FAX 082-246-7520

【相談内容】

1. 家庭に関する諸問題

夫婦間の悩み、子育ての悩み、離婚・別居をめぐる悩み、養育費、
面会交流、親族間の悩み 等

2. 別居または離婚後の親と子の面会交流支援

【相談方法】

電話、もしくは上記事務所での面談

【相談料】

1. 電話による相談 無料

2. 面接による相談（事前に電話で予約してください）

3,000円 ～60分（消費税込み）

5,000円 60分～（消費税込み）

【その他】

1. 上記相談には、FPIC 会員である家庭裁判所元調査官、家事調停委員経験者および弁護士が対応します。
2. 「親と子の面会交流支援」には、別途「支援費用」が必要となります。支援の種類・方法により、費用が異なります。詳細はご相談下さい。



広島市配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話・受付日時	
女性相談員 による相談	電 話	082-504-2412 (FAX 082-504-2835)
	受付日時	月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時 (祝日・休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、 8 月 6 日を除く)
休 日 D V 電 話 相 談 (D V 相 談 に限る)	電 話	082-252-5578
	受付日時	土曜日・日曜日、祝日・休日、8 月 6 日 午前 10 時～午後 5 時 (年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く)

【相談業務内容】

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる人からの相談、さまざまな困難な問題に直面している女性からの相談に応じます。(休日 DV 電話相談は、配偶者やパートナーからの暴力の相談に限る。)

【相談料】

無 料

広島県西部こども家庭センター 〔女性相談支援センター〕 〔配偶者暴力相談支援センター〕

【所在地】

〒734-0003 南区宇品東四丁目1-26

電話 082-254-0391

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/175/>

【相談日時】

面接・電話相談

月～金曜日 午前8時30分～午後5時 電話 082-254-0391

(年末年始を除きます)

【相談業務内容】

配偶者やパートナーからの暴力(DV)に関する相談、離婚や家庭不和など女性に関する相談に応じます。

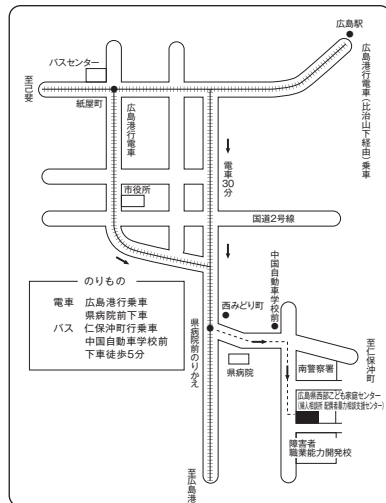
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は来所してください。

※来所の場合は相談時間を確保するために、できれば予約をお願いします。



広島県 休日・夜間電話相談（女性相談）

【相談日時】

月～金曜日 午後 5 時～午後 8 時 電話 082-254-0399
土・日・祝日 午前 10 時～午後 6 時
（年末年始を除きます。）

【相談業務内容】

配偶者からの暴力（DV）等に関する相談をお受けします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

広島家庭裁判所

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 1 - 6

電話 082-228-0561

【家事手続案内の受付日時】

月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

【内容】

次のような問題について家事手続案内を行っています。

- (1) 離婚、婚姻費用の分担など婚姻中の夫婦に関する問題
- (2) 内縁関係解消及び調整、婚約解消など婚姻外の男女間の問題
- (3) 養育費、親権者変更、子の氏変更など親子に関する問題
- (4) 親子、兄弟姉妹その他親族間の扶養の問題
- (5) 離縁、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、養親又は養子死亡後の離縁など養子に関する問題
- (6) 相続放棄、限定承認、遺産分割など相続に関する問題
- (7) 親族間の紛争に関する問題
- (8) 婚姻・離婚などの身分行為の無効・取消、親子関係存否確認、認知、嫡出子否認など身分行為に関する問題
- (9) 後見、保佐、補助など成年後見制度に関する問題
- (10) 不在者の財産管理、失踪宣告に関する問題
- (11) 親権者と子の間で利益が相反する場合などの特別代理人選任に関する問題
- (12) 遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄など遺言・遺留分に関する問題
- (13) 相続人がいない場合の相続財産の管理に関する問題
- (14) 氏又は名の変更、就籍、戸籍訂正など戸籍に関する問題

【費用】

無 料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

戸籍謄本等の関係書類をご持参ください。

「家事手続案内」では、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような手続があるかなどについて、説明、案内します。そのため、法律相談や身上相談には応じることができませんので、ご注意ください。

裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) に、家事事件に関する一般的な説明、審判・調停手続の説明、主な家事事件についての手続の概要や必要書類が掲載されていますので、ご利用ください。



広島市身体障害者結婚相談所

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5番1号（BIG FRONT ひろしま 5階）
公益社団法人 広島市身体障害者福祉団体連合会内
電話 082-263-4524 FAX 082-263-9713

【相談受付】

月～金曜日（土、日、祝日は休み）
午前10時～午後4時

【相談業務内容】

身体的なハンディをもつ青年男女の結婚について相談を受けています。

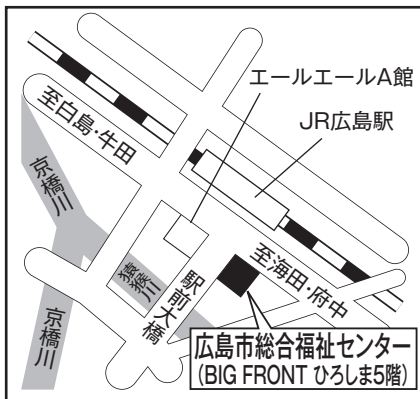
【相談料】

無 料

【相談方法】

原則として本人が電話予約のうえ、来所してください。

なお、来所の際には、写真手札判1枚（縦9cm×横7.5cm）、身体障害者手帳、住民票をご持参ください。



駐車場

・広島市総合福祉センターには、専用の駐車場はありません。
・自動車でお越しの際は、併設のBIG FRONT ひろしま東棟駐車場（有料）又は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
なお、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場7階連絡通路から総合福祉センター（6階）へお越しいただけます。

広島市精神保健福祉センター

【所在地】

〒730-0043 中区富士見町11-27（4階・5階）

電話 082-245-7746（代表） FAX 082-245-9674

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

（祝・休日、年末年始、8月6日を除く）

面接相談や診療は予約が必要です。

【相談業務内容】

- (1) 精神保健福祉相談・診療＜相談専用ダイヤル 082-245-7731＞

思春期の心の問題、ひきこもり、対人関係の問題、アルコール・薬物・ギャンブル依存の問題、精神的な病気に関すること、自死遺族等の心の痛みなどの相談を行っています。

電話相談・面接相談（予約制）があり、必要に応じ保険診療を行っています。

- (2) 精神科デイケア＜電話 082-245-9174＞

精神的な病気で通院している方を対象に、グループ活動を通じて対人関係の改善を図ることを目的として、通院治療を行っています。

対象はおおむね18才～45才までの方で、主治医からデイケアをすすめられている方です。

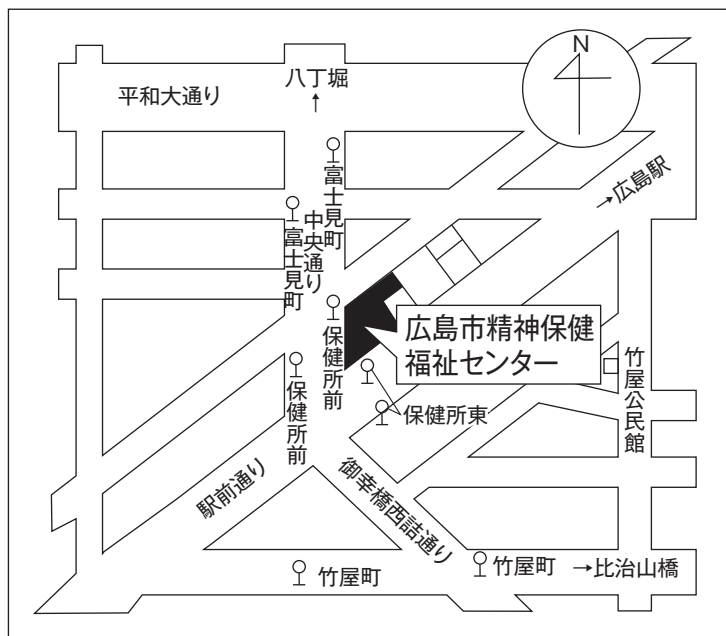
【相談料】

相談は無料です。診療、デイケアは保険診療が適用になります。

【相談方法】

電話で予約してください。

交通のご案内



- | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 1 JR 横川駅・八丁堀から大学病院行き | 23 番 広島バス | } 保健所前で下車 |
| 2 広島駅・八丁堀から旭町行き | 26 番 広島バス | |
| 3 八丁堀から仁保沖町行き | 12 番 広電バス | |
| 4 己斐（JR 西広島駅前）から旭町・大学病院行き | 10 番 広電バス | } 竹屋町で下車 |
| 5 アルパーク・御幸橋から広島駅行き | 50 番 広島バス | |
| 6 広島駅からアルパーク行き | 50 番 広島バス | } 保健所東で下車 |
| | | |

広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

【所在地】

〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目3-77

電話 082-884-1051 FAX 082-885-3447

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>

【精神保健福祉相談】

県内（広島市を除く）に居住されている方について、相談員が面接相談をしています。（電話で予約してください）

電話予約時に概要等をお聞きして、面接の日時をお伝えします。内容によっては、他の適切な機関をご案内することもあります。

○面接日時

月～金曜日 午前9時～12時・午後1時～5時

（但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

○相談内容

- ・精神保健福祉に関する相談
- ・思春期の心の問題、ひきこもりに関する相談
- ・依存症（薬物など）に関する相談 など

【電話相談】

電話相談を希望される方は、こちらをご利用ください。

○広島県こころの悩み相談

※県内（広島市を除く）に居住されている方

電話番号：080-1577-4774

開設日時：月・火・木・金曜日 午前9～12時、午後1～4時

（但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

○こころの電話

電話番号：080-8230-6037

開設日時：水・土曜日 午前9～12時、午後1～4時30分

（但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

【精神科デイケア】

集団で行う精神科外来治療の一つです。

グループ活動やセミナーなどを通じて、各々の目標に向けて、様々な経験を積んでいきます。

「青年期コース」「リカバリーコース」があります。

詳しくは、お電話でお問い合わせください。

○青年期コース

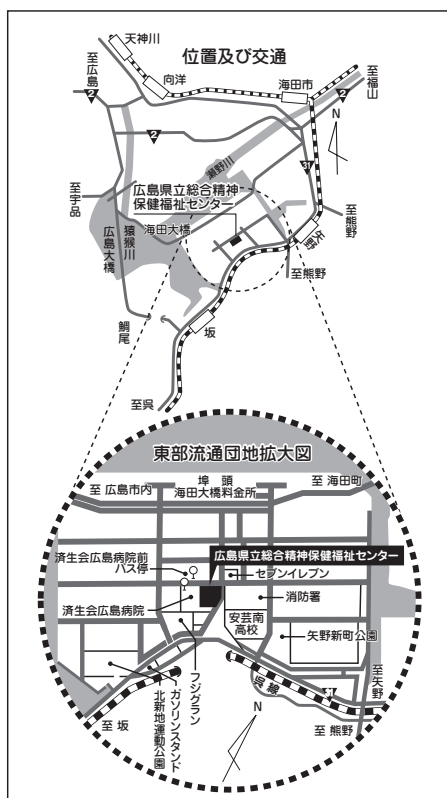
対象：ひきこもり、社会的不適応、精神疾患等により青年期の発達課題達成に困難を有する方（概ね 15 歳～30 歳）

○リカバリーコース

対象：うつ状態や社会不安症等で、復職・再就職・自立的な生活を目指している方（概ね 25 歳～55 歳）

【相談料】

精神保健福祉相談は無料です。電話相談は通話料がかかります。診察、検査、デイケアは、健康保険が適用されます。



交通の便

- J R 呉線
 - 広電バス
 - 芸陽バス
 - 坂町循環バス
- 矢野駅下車、徒歩 20 分
矢野駅前から済生会広島病院前下車すぐ
海田市駅から済生会広島病院下車すぐ
坂駅前から済生会広島病院下車すぐ

こころの電話

【所在地】

〒 736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町 1 - 8
ホスタ海田堀川町ビル 1 階
電話 080-8230-6037

【相談日時】

水・土曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後0時 午後1時～午後4時30分

【相談業務内容】

心の健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブル等について、
電話で相談に応じます。

【相談料】

無 料（電話料金は御相談者のご負担となります）

【相談方法】

電話にて相談を受付けます。

広島いのちの電話

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀7-11 広島YMCA内

相談電話 082-221-4343 事務局電話 082-221-3113

●自殺予防いのちの電話フリーダイヤル

毎月10日 午前8時～翌日午前8時（厚生労働省補助）

0120-783-556

●毎日フリーダイヤル相談（自殺予防いのちの電話）

毎日 午後4時～午後9時

0120-783-556

●広島県フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」

毎月20日 午前8時～午後8時（広島県委託）

0120-375-568

ホームページ

広島いのちの電話

検索



【相談日時】

082-221-4343 については年中無休 24時間

【相談業務内容】

「いつでも・どこでも・どんな悩みでも」

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

小さな一歩・ネットワークひろしま「こころのともしび」

【所在地】

〒733-0821 西区庚午北4丁目6番7号 庚午ビル1階

電話 082-274-0414 FAX 082-208-2495

E-mail info@chiisanaippo.com

ホームページアドレス <https://chiisanaippo.com>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後5時／土(奇数週)・日曜日 午後1時～午後4時

【相談業務内容】

- ### 1) 無料傾聴カウンセリング

指導的な立場に立つのではなく、こころの問題で悩んでいる当事者やその近親者の話にゆっくりと耳を傾けます。

- ## 2) 自助グループの分かち合い

- ①自死遺族の傾聴と分かち合い／偶数月第3日曜日 午後0時～

- ②こころを休憩する会／毎月第2日曜日 午後2時～

当事者だけが集まり、お互いの想いを語り合います。専門職による指導や助言はありません。

【主な相談対象】

こころの問題で悩んでいる人。年齢・性別・精神障害の有無は問いません。

【相談方法】

電話でご連絡の上、直接来所ください。



《アクセス》

■公共交通/JR広島駅、またはJR西広島駅より「広島電鉄宮島線」高須駅下車、徒歩7分・広島バス25号線「庚午北4丁目」バス停より徒歩2分

【アルコール依存自助グループ】

団体名称	特定非営利活動法人 広島断酒ふたば会
連絡先	〒731-0232 安佐北区亀山南5-41-23 特定非営利活動法人 広島断酒ふたば会 会長 中田 克宣 携帯 090-4802-1865
活動日時	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・日曜日
主な対象	アルコール依存症者とその家族及び酒を辞めたい人
主な活動内容	断酒例会(体験発表) 研修会・大会・学校への参加 飲酒運転追放パレード・ビラ配布

団体名称	AA
連絡先	AA中四国セントラルオフィス 電話 082-246-8608 FAX 082-249-1081
活動日時 ※AA各グループの活動日時・ 場所については、ホームページ 「AA中四国地域情報」 をご覧ください。	サービス時間：月～金曜日 午後12時～午後4時 ※休日…土・日・祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月3日
主な対象	飲酒の問題を抱えている人
主な活動内容	AA(アルコールリクス・アノニマス)は飲酒の問題を 共に解決していこうとする共同体です。

団体名称	広島鯉城断酒会
連絡先	東区戸坂大上4丁目31-21 電話 082-229-5580(浅田 勝 方) 携帯 090-6414-3397
活動日時・場所	金曜日 午後6時～午後8時 西区地域福祉センター
主な対象	アルコール依存症者とその家族
主な活動内容	毎週1回の酒害を克服するための集い

団体名称	アラノン メイプル広島グループ
連絡先	特定非営利活動法人アラノン・ジャパン 電話 045-642-8777
活動日時・場所	土曜日 午前10時30分～午前11時30分 東区総合福祉センター
主な対象	アルコールの問題をもつ人からの影響を受けた、 または受けている家族と親しい友人
主な活動内容	当事者同士によるミーティングを行っています。

【薬物依存関連自助グループ】

団体名称	一般社団法人 広島ダルク
連絡先	〒730-0052 中区富士見町11-27 広島市保健所1階 電話 082-242-2157・070-3313-1152
活動日時	月～金曜日 午前10時～午後5時 ※土、日曜日、祝祭日休み
主な対象	薬物の問題を持つ本人、家族、関係者
主な活動内容	デイケア運営、学校や薬物乱用防止教室での講師、セミナー関係 ナイトケア運営、刑務所での薬物依存離脱教育講師 相談事業 ※相談料・・・1回3,000円(要予約)

団体名称	NA広島グループ(ナルコティクス・アノニマス)	
連絡先	電話 0826-83-0923・082-242-2157・070-3313-1152(エイジまで)	
活動日時	月曜日	可部会場 安佐北区総合福祉センター
	午後6時30分～午後8時	広島市安佐北区可部3-19-22
	火曜日	鞆町教会 カトリック鞆町教会
	午後6時30分～午後8時	広島市中区鞆町4-42 愛宮ラサール記念館
	水曜日	祇園教会 カトリック祇園教会
	午後6時30分～午後8時	広島市安佐南区祇園3-6-1
	木曜日	主城教会 日本基督教団 広島主城教会
	午後6時30分～午後8時	広島市東区若草町6-7
	金曜日	安佐南会場 安佐南区総合福祉センター
	午後6時30分～午後8時	広島市安佐南区中須3-38-13
	土曜日	円光寺 円光寺
	午後4時～午後5時30分	広島市中区東白島町16-19
	日曜日	呉会場 呉市生涯学習センター
主な対象	薬物によって大きな問題を抱えた人	
主な活動内容	12ステッププログラム、グループセラピー、セミナーフォーラム開催 ※NA会場が都合により休みになる場合があるため『ナルコティクスアノニマス日本』のサイトを確認してください。 URL https://najapan.org	

団体名称	ナラノンファミリーグループジャパン
連絡先	〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-1-2島幸目白ビル2-C ナラノンファミリーグループジャパンNSO 電話・FAX 03-5951-3571
活動日時	週1回程度(地区地域のグループで異なります。) 詳しくはホームページをご覧ください。 URL http://nar-anon.jp/
主な対象	家族や友人などの薬物依存症で影響を受けている人たち
主な活動内容	12ステップ ミーティングでの分ち合い

ステップ広島（ギャンブラーズ・アノニマス）

【連絡先】

カズ（ギャンブル依存症当事者）

E-mail step.hiroshimagroup@gmail.com

【活動日時・場所】

水曜日 午後7時～午後8時30分

※ただし会場が借りれない場合は変更や中止の場合がありますので、パソコンやスマホから『G A ミーティング・中国地区』からスケジュール表をご確認ください。

ミーティング会場：東区地域福祉センター

住 所：広島市東区東蟹屋町 9-34

交通機関：広島電鉄 猿猴橋町駅より徒歩 10 分

広島駅より徒歩 15 分

【対 象】

ギャンブルでお悩みの方

ギャンブル依存症本人または家族

【活動内容】

ギャンブル依存症者が集まって、お互いの経験を話す『分かち合いミーティング』を通じて、回復を目指すボランティアグループです。本人だけでなく家族の方だけでも、匿名・無料・予約なしで自由に参加できます。

ギヤマノン

ギヤマノンとは、ギャンブルの問題によって影響を受けた親族や友人、男女の集まりです。世界規模の活動で、日本国内では 150 以上のグループにより定期的にミーティングが開催されています。ミーティングでは経験と希望を分かち合います。

広島県内では 5 グループ、5 ケ所で活動しています。会場変更や、お休みの場合があります。ホームページお知らせ欄をご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.gam-anon.jp>

名 称	ギヤマノン広島グループ
問 合 せ	gamanon.hiroshima@gmail.com
活動日時 ・場 所	第 3、5 日曜日 午後 2 時～午後 3 時 30 分 (第 5 日曜がある月のみ、月 2 回の開催) 広島市竹屋公民館 広島県広島市中区宝町 3 - 15

名 称	ギヤマノン呉グループ
問 合 せ	gamanon.kure@gmail.com
活動日時 ・場 所	毎週木曜日 午前 10 時 15 分～午前 11 時 45 分 呉市生涯学習センター つばき会館 広島県呉市中央 6 丁目 2 - 9

名 称	ギヤマノン安芸津 & Zoom グループ
問 合 せ	初めて参加される方はこちらへご連絡ください。 gamanon.higashihirosima@gmail.com yumi.music4712@gmail.com 090-8060-1423 (イブ)
活動日時 ・場 所	毎週木曜日 午後 7 時 30 分～午後 9 時 Zoom でのオンラインと併用で行います。 みゅーじっくるうむ 広島県東広島市安芸津町三津 4712 - 3

名 称	ギヤマノン東広島グループ
問 合 せ	gamanon.higashihirosima@gmail.com
活動日時 ・場 所	第 1 日曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 東広島市総合福祉センター 広島県東広島市西条町土与丸 1108

名 称	ギャマノン尾道グループ
問 合 せ	gamanon.onomichi@gmail.com
活動日時 ・場 所	第 1、2、4 土曜日 午後 7 時～午後 8 時 30 分 第 3 土曜日 午後 2 時～午後 3 時 30 分 尾道市総合福祉センター 広島県尾道市門田町 22 - 5

名 称	ギャマノン広島おりづるステップグループ
問 合 せ	gyamanon.orizuru@gmail.com
活動日時 ・場 所	毎週日曜日 午前 10 時 30 分～正午 12 時 広島市東区総合福祉センター内 東区地域福祉センター 又は 二葉公民館 広島市東区東蟹屋町 9 - 34

名 称	ギャマノン安芸おひさまステップグループ
問 合 せ	gamanon.akiohisamastep@gmail.com
活動日時 ・場 所	毎週木曜日 午後 7 時～午後 8 時 30 分 安芸区総合福祉センター小会議室 広島市安芸区船越南 3 - 2 - 16

※この情報は令和 6 年 11 月 1 日現在のものです。最新のミーティング情報については、「一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス」03-6659-4879（月・木曜日午前 10 時～12 時）か、ホームページでご確認ください。

【依存症全般】

団 体 名 称	特定非営利活動法人 広島マック	
連 絡 先	〒 732-0817 南区比治山町 1-12 (広島マック作業所) 電話 082-262-6689	
活 動 日 時	月～土曜日	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
	日曜日	休み
活 動 場 所	広島マック作業所	
主 な 対 象	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症者	
主な活動内容	デイケア : 日中活動 (マック作業所)、ミーティング、運動、レク等 ナイトケア: グループホーム (マックハウス)、共同生活 家族相談等受付	

団 体 名 称	呉ファミリー 12 ステップ	
連 絡 先	kure.family12step@gmail.com	
活 動 日 時 ・ 場 所	毎月第 4 土曜日 午前 10 時 15 分～午前 11 時 45 分	
	呉市生涯学習センターつばき会館 広島県呉市中央 6 丁目 2 - 9	
主な活動内容	ギャンブル、アルコール、薬物等様々な依存症、共依存症、AC、生きづらさ等を抱える方々が、それぞれの回復を目指し学ぶ場所です。	

難病対策センター

【所在地】

〒 734-8551 南区霞一丁目 2 - 3 広島大学病院 臨床管理棟 1 階
電話 082-257-5072
ホームページアドレス <https://cidc.hiroshima-u.ac.jp/>

【相談日時】

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 10 時～午後 0 時・午後 1 時～午後 4 時

【相談業務内容】

難病患者・家族等の日常生活上における悩みや不安などの相談を看護師が受けます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話・ホームページの相談フォーム・オンライン相談・面談（面談の場合は電話でご予約ください。）

難病相談専用電話 082-252-3777

小児難病相談専門電話 082-256-5558

【相談フォーム】



【オンライン相談】 (小児のみ)



広島難病団体連絡協議会 ピアサポート相談

【所在地】

〒734-0007 南区皆実町1-6-29(広島県健康福祉センター3階)

広島難病団体連絡協議会

電話 082-236-1981 相談専用電話 082-236-3186

FAX 082-236-1986

E-mail peer@hironanren.info

ホームページアドレス <https://www.hironanren.info/>

【相談日時】

午後1時～午後3時

月～金曜日(祝日・年末年始・盆・GWは休み)

【相談業務内容】

難病や慢性病患者を対象に、不安や悩み、生活の相談を受けています。

- (1) 病気や専門医について
- (2) 医療や福祉の制度について
- (3) 患者友の会や体験者の紹介について
- (4) その他

同じ病気を持つ患者や家族との対話による療養生活上の
様々なことについて

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又はメールをしてください。

※面談を希望される場合は、事前に電話等で、お申し込み下さい。

広島県若年性認知症サポートルーム（広島県社会福祉士会）

広島県社会福祉士会では、2017年（平成29）年12月1日より、広島県若年性認知症サポートルームを設置し、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて各関係機関と連携しながら相談・支援を行っています。

【所在地】

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館4階

【相談日時】

月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時から午後5時まで
面接相談、電話相談を行っています。
電話 082-298-1034

【相談業務内容】

- ①医療・福祉関係機関
…主治医と連携し日常生活の支援の方法について一緒に考えます。
- ②金銭管理等
…財産管理や福祉サービス等の手続の相談に応じます。
- ③就労支援
…職場との調整やご本人の状況に合わせて就労について一緒に考えます。
- ④社会保障（経済的な援助）
…医療助成や障害年金など各種社会保障の情報提供及び手続を支援します。
- ⑤サービス利用
…地域で利用できるサービス（介護サービス、障害福祉サービス）の情報提供、利用の手続について助言します。

【相談方法】

まずはお電話ください。

レディーステレホンサービス

【実施主体】

広島県女性医師の会

【相談電話番号】

電話 090-6158-0584

【相談日時】

土曜日 午後2時～午後4時

(第5土曜日、祝祭日は休みます。不定休あり。)

【対象者】

女 性

【相談業務内容】

貴方ご自身の、ご家族の、或いはお知り合いの方の医学的な心配ごとについて、又は病気の事について、女性医師が電話で相談を受けています。匿名で相談して下さい。

【相談料】

無 料（電話料金は発生します。）

【相談方法】

電話してください。

医療安全相談窓口（広島市医療安全支援センター）

【相談日時】

月～金曜日（ただし、祝日・年末年始及び8月6日を除く）

午前9時～午後3時

【相談対象】

原則として、広島市民、又は、広島市内の医療機関に関する相談

【相談業務内容】

患者・家族等からの医療に関する相談等に対して、中立的な立場で助言等を行い、患者・家族と医療機関とのより良い信頼関係の構築を通じ、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを支援することを目的に、相談員が電話や面接（医療政策課内相談室）により受け付けます。

なお、診療内容の是非や過失の有無を判断したり仲裁等を行う機関ではありません。

【相談料】

無 料

【相談方法】

①電話相談

○相談電話 082-504-2051

※相談時間は、原則として、概ね30分以内です。

②面接相談

面接相談は、原則として予約制ですので、事前にご連絡ください。

予約は相談電話でお受けします。

※相談時間は、原則として、概ね1時間以内です。

○相談場所 下記所在地へ

③FAX、メール、手紙

○F A X 082-504-2258

○メール medcouns@city.hiroshima.lg.jp

○手 紙 下記所在地へ

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34

広島市健康福祉局保健部医療政策課内(市役所本庁舎13階)

広島市医療安全支援センター

— 84 —

日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス広島）

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階

電話 0570-078352（ナビダイヤル）

電話 050-3383-5485（IP電話）

ホームページアドレス <https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-hiroshima/>

【業務日時】

月～金曜日 午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）

【業務内容】

(1) 情報提供業務

お問合せ内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談機関・団体などに関する情報を電話やメール、面談により無料で提供します。

(2) 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、事前の予約により、無料で法律相談を行い、また、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。援助にあたっては収入などの要件があります。

他に認知機能が十分でなく、周囲に親族などの支援者がいない方に対し、福祉機関等の支援者の方からの申し込みにより、弁護士等による出張相談を行っています（但し、収入の多い方は相談料負担あり。）。

(3) 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続等法制度の紹介や、犯罪被害者支援団体等に関する情報提供をします。また、犯罪被害者等の支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

他に、特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがある方に、被害防止に関し必要な法律相談を実施する業務を行っています（但し、収入の多い方は相談料負担あり。）。

(4) 国選弁護等関連業務

刑事訴訟手続において、被疑者・被告人が貧困などの理由で私選弁護人を選任することができない場合に裁判所（国）が選任する弁護人が国選弁護人です。法テラスでは裁判所の求めに応じ、弁護士の中から国選弁護人候補を指名し、裁判所に対して通知する業務等を行っています。

【相談方法】

電話または直接来所してください（法律相談は予約制）。

【その他】

情報提供業務 法テラス・サポートダイヤル 電話 0570-078374

受付時間 月～金曜日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

犯罪被害者支援ダイヤル 電話 0120-079714

受付時間 月～金曜日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

リーガル・サービス・センター

【所在地】

〒730-0053 中区東千田町1-1-89

広島大学東千田キャンパス内東千田総合校舎1階

広島大学大学院人間社会科学研究科附属リーガル・サービス・センター

電話 082-542-7035

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/lsc>

【相談業務内容】

●民事事件についての無料法律相談を、毎週1回木曜日に行っています。

●一般民事事件

(例)・マンション購入のトラブルについて相談したい

・子供の親権や養育費について教えてほしい

・お給料を支払ってもらえない…こんな時どうすればいいか? など

【相談日時】

毎月第1、3木曜日 午後1時～午後4時

毎月第2、4木曜日 午後4時30分～午後7時30分

※祝日を除く

【相談員】

弁護士（広島弁護士会所属）

【相談時間】

お一人につき、30分まで。

【相談料】

無 料

【相談方法】

前日までに電話でお申込みください。

《電話番号》082-542-7035 《受付時間》午前10時～午後4時30分（月～金）

※土日祝、大学の一斉休暇はお休みです。（相談日はホームページをご確認ください）

※定員（1相談日6名）に達した時点で締め切ります。

【必ずお読みください】

※法科大学院における臨床法学教育のため、相談を希望される方の同意をいただいた上で、学生の法律相談への同席（学生には守秘義務を課しております。）及び相談事例を匿名化した上で、法科大学院の授業のための教材にすることがあります。

広島市消費生活センター

【所在地】

〒730-0011 中区基町6-27 アクア広島センター街8階

電話 082-225-3300

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>

(広島市ホームページ)

【相談日時】

午前10時～午後7時

休館日 火曜日、12月29日～1月3日

【相談業務内容】

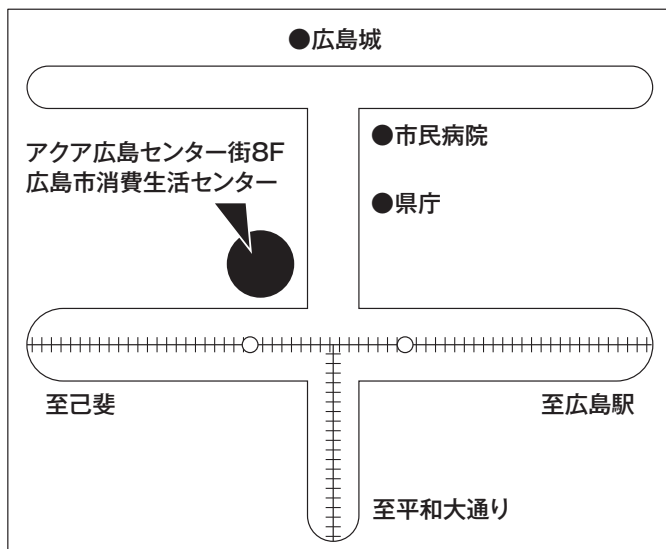
- (1) 消費生活に関する苦情・相談などをお聴きし、解決のためのお手伝いをします。
- (2) 多重債務でお困りの方もご相談ください。
- (3) 消費生活上の一般知識のお問い合わせにもお答えします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談、面接相談、メール相談（広島市ホームページ「電子メールによる消費者相談受付」の入力フォームから）



広島県生活センター

【所在地】

〒730-8511 中区基町10-52 県農林庁舎1階

電話 県民相談電話 082-223-8811

消費生活相談電話 082-223-6111 FAX 082-223-6121

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>

【相談日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時

※弁護士相談 火・金曜日午後1時～午後2時30分

（事前に、相談員への相談が必要）

【相談業務内容】

○県民相談（県行政に係る相談及び民事・家事相談、交通事故相談）

○消費生活相談（商品・サービス契約等についての相談）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、又は直接来所してください。なお、関係する資料等があれば持参してください。

※ご来所の場合は、午後4時頃までにお越しください。

※メールでの相談も受け付けています。ご相談は県ホームページから。

広島県 消費者トラブルメール相談

検索

※県民相談については、オンライン相談も受け付けています。

【生活情報サロン】

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く。）

図書・資料コーナーなど。パネルやビデオの貸出も行っています。



悪質商法相談電話

【所在地】

〒730-0825 中区光南二丁目26番3号
広島県警察本部 生活環境課
電話 082-221-4194（専用）

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日、年末年始及び上記以外の時間帯は、担当者以外が対応する場合があります。）

【相談業務内容】

悪質商法被害相談

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

中国経済産業局 消費者相談室

【所在地】

〒730-8531 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 2 号館 3 階

電話 082-224-5673

ホームページアドレス

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/seihin/shouhishasoudan.html>

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前9時～午後0時、午後1時～4時

【相談業務内容】

経済産業省所管の商品及びサービス等、消費生活に関する消費者からのご相談を受け付けています。

例 商品やサービスの契約、取引、販売方法に関すること

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、郵便、ホームページに掲載している「消費者相談受付フォーム」により相談を受け付けています。

すべて電話にて回答しますので、上記相談日時に連絡の取れる電話番号を記載してください。

【その他】

1. 消費者と事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話しを伺った上で、論点の整理などアドバイスや助言をさせていただきます。あっせん・仲介をご希望の場合は、対応可能な、お近くの窓口等をご案内いたします。
2. ご相談の内容については、相談者等の個人情報の保護に十分に配慮した上で、消費者安全法に基づく消費者事故等として消費者庁に通知することがあります。予めご了承ください。

独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所

【所在地】

〒733-0036 広島市西区観音新町二丁目4-25 第一菱興ビル1階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページアドレス <https://www.nasva.go.jp/>

【相談日時】

月～金曜日、第1・第3土曜日、午前8時30分～午後5時15分
(祝日及び第1・第3土曜日の翌週の月曜日、土曜日(第1・第3以外)を休業します。)

【相談業務内容】

自動車事故による被害者の保護の増進を目的に、次のような相談に応じています。

(1) 重度後遺障害者介護料の支給

「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄などの日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に支給しています。

・介護料支給額	特1種月額定額	85,310円(上限額 211,530円)
	I種 月額定額	72,990円(上限額 166,950円)
	II種 月額定額	36,500円(上限額 83,480円)

・支給期間 申請書を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで。

(2) 交通遺児等生活資金貸付(無利子)

死亡または重度の後遺障害が残った方、生活困窮家庭のお子様(0歳から中学卒業まで)に対して生活資金をお貸しします。

ア 一時金	155,000円	イ 毎月	10,000円又は20,000円の選択制
ウ 入学支度金	44,000円		

(3) 後遺障害保険金又は共済金の一部立替貸付(無利子)

自動車事故により後遺障害が残り、その後遺障害について自賠責保険共済金の請求をしているが、その支払いを受けていない方に対してお貸しします。

(4) 保障金の一部立替貸付(無利子)

ひき逃げや無保険車による事故の被害者の方で、政府の保障事業に保障金を請求しており、支払いを受けていない方に対し

てお貸しします。

(5) 不履行判決等貸付（無利子）

損害賠償について確定判決などの債務名義を得ていながらその弁済を受けることができない方（人身損害に限ります）に対してお貸しします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所ください。

【アクセス方法】

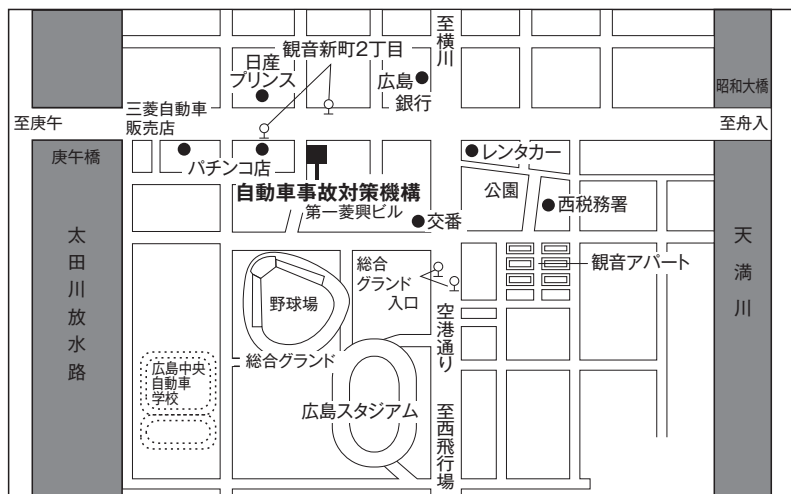
広島駅バスターミナル

南口6番のりば

アルパーク行（広島バス）に乗車（約40分）、観音新町2丁目（バス停）で下車し、徒歩2分

南口2番のりば

観音マリーナホップ行（広電バス）に乗車（約40分）、西税務署入口（バス停）で下車し、徒歩5分



公益財団法人 日弁連 交通事故相談センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 2 - 73 広島弁護士会館内

電話 082-225-1600

ホームページアドレス <https://www.n-tacc.or.jp>

【相談日時】

火曜・木曜を除く 午前10時10分～午後4時25分
(日曜日・祝日も開所しています)

【相談業務内容】

交通事故に伴う法的な問題について、次のような相談を受けています。

- | | |
|--|--------------|
| (1) 損害の請求金額 | (2) 損害の請求方法 |
| (3) 賠償責任(過失の割合) | (4) 賠償責任者の認定 |
| (5) 示談の仕方と知識 | (6) 自賠責保険関係 |
| (7) その他交通事故についての一切の法律相談(刑事処分・行政処分の相談はできません。) | |

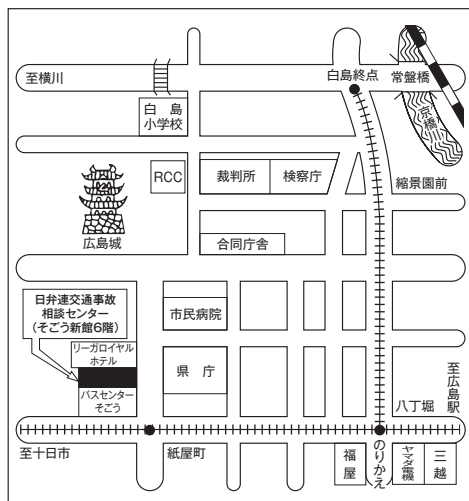
【相談料】

原則無料

【相談方法】

電話で予約をしてください。(1週間前から受付)

予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前9時30分～午後4時



広島県警察本部

【所在地】

〒730-8507 中区基町9-42

代表電話 082-228-0110

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（祝、休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は、担当者以外が対応する場合があります。）

【相談業務内容】

犯罪被害、暴力団関係、少年問題、交通事故被害等の警察業務に関連した相談について（相談内容によって担当部署を御案内します。）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来庁してください。

【その他】

警察業務について総合的な相談窓口は

- ・警察安全相談電話 携帯電話・プッシュ回線は、局番なしの[#9110]
- ・各警察署でも警察安全相談を受けられます。
- ・緊急性のある事件・事故等の場合は110番

広島市暴力被害相談センター

【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34

市役所本庁舎 12 階 市民局市民安全推進課内

電話 082-504-2710 FAX 082-504-2712

【相談日時・相談業務内容】

相談名	日 時	相談業務内容
暴力被害相談	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (祝休日、8 月 6 日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)	暴力団などの介入や暴力絡みの ・ 債権の取立て ・ 工事の施工 ・ 不動産の売買 ・ 商品の販売 ・ 交通事故の示談 など
暴力被害相談 (区役所巡回相談)	各区役所 月 1 回(中区を除く) 午後 1 時～午後 3 時 ※詳しくは 3～4 ページの「暴力 被害相談」をご覧ください。	※区役所巡回相談は、相談員 が各区役所に出向いて相談 をお受けします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

(区役所巡回相談は、各区役所区政調整課(2 ページ参照)に電話で予約をしてください。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター近畿

【所在地】

〒 541-0041 大阪市中央区北浜 2 - 6 - 26

大阪グリーンビル 9 階

電話 ナビダイヤル 0570-022808（通話料有料）

以下の直通番号もご利用いただけます。電話リレーサービス、
IP 電話からの発信でナビダイヤルがご利用いただけない場合
も、こちらにおかけください。

直通番号 06-7634-2321

【相談日時】

月～金曜日（祝日・休日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

午前 9 時 15 分～午後 5 時

【相談業務内容】

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法
に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブ
ルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争
解決の支援業務等を行っています。

(注)当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電 話

広島市成年後見利用促進センター

【所在地】

〒 732-0822 南区松原町 5 - 1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)

電話 082-207-3367 FAX 082-264-6437

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(祝日、8 月 6 日、12 月 29 日～翌 1 月 3 日を除く)

【業務内容】

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を知っていただくための講演会等を開催します。
また、地域での集まりや団体からの依頼により職員を派遣する
ほか、講師（弁護士、司法書士、社会福祉士）派遣のお手伝い
をします。

(2) 成年後見制度に関する相談

(一般相談)

成年後見制度の利用に関する相談や利用するための手続、申
立てに関するアドバイスなどを行います。必要に応じて関係機
関の紹介も行います。

(専門相談)

一般相談では解決できない相談内容の場合、弁護士、司法書士、
社会福祉士による成年後見相談会を開催します。

(3) 受任者調整

支援されている関係者の方と共に、本人の意思確認と適切な
後見人等候補者を推薦するための検討を行います。

【相談料】

無 料

契約に基づく生活支援員による支援や預かりサービスは有料

【相談方法】

電話又は来所

※来所の場合は予約されることを推奨します。

中国税理士会成年後見支援センター

【所在地】

〒 730-0036 中区袋町 4 - 15

電話 082-249-6229

ホームページアドレス

<https://chuzei.or.jp/consultation/support/>

【相談日時】

水曜日 午後 1 時～午後 4 時

(国民の祝日、8 月 11 日～8 月 17 日及び 12 月 25 日～
1 月 7 日を除く)

【相談業務内容】

成年後見制度全般

[例]

- ものの忘れがひどくなり、今後の財産管理が不安です。
- 子どもが知的障害者で、将来がとても不安です。
- 知り合いから保佐人になってくれと頼まれました。
- 将来、認知症になったときに備え、今のうちにできることは？
- 銀行から成年後見制度を利用するよう勧められました。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 (予約不要)

一般社団法人 社労士成年後見センター広島

【所在地】

〒730-0015 中区橋本町10-10 広島インテスビル5F

(広島県社会保険労務士会事務局内)

電話 082-836-4487 FAX 082-836-4488

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-sr.or.jp/>

【相談日時】

随 時

【相談業務内容】

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分になられた方に対するサポートをお考えの方、成年後見制度をご検討の方などのご相談をお受けいたします。

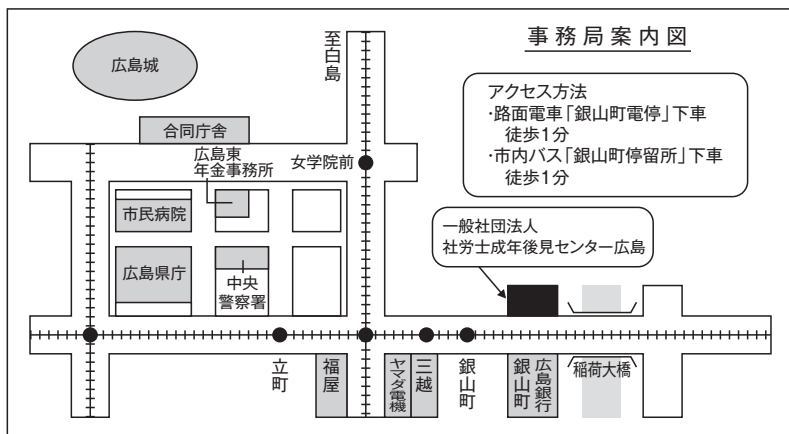
年金や医療、介護等社会保険の専門家としてみなさまのお悩みにお答えいたします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 お気軽にお電話ください。



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート広島県支部

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀6-69 広島司法書士会内

電話 082-511-0230 FAX 082-223-4382

【相談業務内容】

- ・成年後見制度について
- ・任意後見制度について
- ・高齢者、障がい者への虐待問題について
- ・高齢者、障がい者の財産管理について

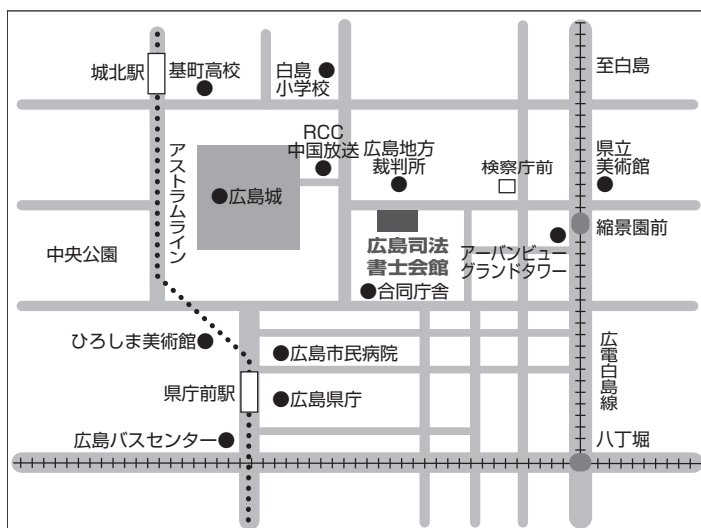
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 082-511-0230

(月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時)



コスモス成年後見サポートセンター
広島県支部（コスモスひろしま）

【所在地】

〒730-0037 中区中町8-18 広島クリスタルプラザ10F
(広島県行政書士会内)

電話 082-243-5776

ホームページアドレス <https://www.cosmos-sc.or.jp/>

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）のみ
午前9時～午後5時

【相談業務内容】

高齢者の方や障害者の方の成年後見制度の利用等について様々な相談を受け付けております。

【相談料】

無 料

【相談方法】

お電話にて（必要に応じて面談もさせていただきます）

ぱあとなあひろしま（広島県社会福祉士会）

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2（県社会福祉会館内）

【相談日時】

面接相談：第2火曜日、午後2時～午後4時

電話相談：月～金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後4時 電話 090-7970-3019

【相談業務内容】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力や意思能力にハンディをお持ちの方やその家族、またはお知り合いのことで、何か心配や不安を感じていらっしゃる方はいませんか。おひとりおひとりが、自分らしく生き生きと暮らすには、どうすればよい一緒に考えましょう。広島県社会福祉士会の「ぱあとなあひろしま」の社会福祉士が、成年後見制度や社会福祉に関することについて、みなさまからのご相談をお受けいたします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

面接相談ご希望の場合は事前に下記の事務局へご連絡の上、ご相談ください。

その他の相談は、携帯電話090-7970-3019までお問い合わせ下さい。移動中などすぐに応答できない場合もありますので予めご了承ください。（月～金曜日 午前10時～午後4時）

【事務局】

〒732-0816 南区比治山本町12-2（県社会福祉会館内）

広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018

E-mail office@hacsw.jp

ホームページアドレス <https://hacsw.jp/>

広島市地域包括支援センター

高齢の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援します。

地域包括支援センターでは、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、高齢の方に対する介護予防の支援をはじめ、保健・福祉などさまざまな相談に応じます。

【所在地】

	担当圏域	名 称	住 所	電 話
中 区	鞆町(基町小学校区)	広島市基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	082-502-7955
	鞆町(基町小学校区を除く)	広島市鞆町地域包括支援センター	中区東白島町13-26	082-222-6608
	国泰寺	広島市国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	082-249-0600
	吉島	広島市吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	082-545-1123
	江波	広島市江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	082-296-4833
東 区	福木・温品	広島市福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	082-280-2330
	戸坂	広島市戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	082-516-0051
	牛田・早稲田	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階	082-228-2033
	二葉	広島市二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階	082-263-3864
南 区	大州	広島市大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	082-581-6025
	段原	広島市段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 2階	082-261-8588
	翠町	広島市翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	082-252-5500
	仁保・楠那	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階	082-286-6112
	宇品・似島	広島市宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15坂本ビル2階	082-252-6456
西 区	中広	広島市中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	082-509-0288
	観音	広島市観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	082-292-3582
	己斐・己斐上	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	082-275-0087
	古田	広島市古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	082-272-5173
	庚午	広島市庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	082-507-1210
	井口台・井口	広島市井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	082-501-6681
安 佐 南 区	城山北・城南	広島市城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	082-831-1157
	安佐・安佐南	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	082-879-1876
	高取北・安西	広島市高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	082-878-9401
	東原・祇園東	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	082-850-2220
	祇園・長束	広島市祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	082-875-0511
	戸山・伴・大塚	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-6	082-849-5860

	担当圏域	名 称	住 所	電 話
安佐北区	白木	広島市白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	082-828-3361
	高陽・亀崎・落合	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6フジグラン高陽2階	082-841-5533
	口田	広島市口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	082-842-8818
	三入・可部	広島市三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	082-516-6611
	亀山	広島市亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	082-819-0771
	清和・日浦	広島市清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	082-810-4688
安芸区	瀬野川東（中野東小学校区を含む）	広島市瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	082-820-3711
	瀬野川（中野東小学校区を除く）・船越	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野3-9-5	082-893-1839
	阿戸・矢野	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東6-23-15 ----- 安芸区阿戸町 418-1（阿戸連絡所）	082-889-6605 ----- 082-856-0613
佐伯区	湯来・砂谷	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	0829-86-1241
	五月が丘・美鈴が丘	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	082-208-5017
	三和	広島市三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	082-926-0025
	城山・五日市観音	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	082-924-7755
	五日市	広島市五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	082-924-0053
	五日市南	広島市五日市南地域包括支援センター	佐伯区楽々園4-2-19-101	082-924-8051

※担当圏域は、中学校区で表示しています。

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（緊急時の電話相談は 24 時間受け付けます。）

【相談業務内容】

(1) 介護予防の相談、サービスの利用調整

生活機能に関するチェックリストの結果、生活機能の低下がみられる方や、要介護認定で「要支援 1・2」に認定された方に介護予防ケアプランをつくり、介護予防につながるサービスの利用に向けた支援を行います。

また、健康な高齢の皆さんには、介護予防につながる活動や講座などの情報を提供します。

(2) 保健・福祉全般に関する相談

高齢の方やその家族の皆さんなどから、健康の不安や介護の相談など保健や福祉に関するさまざまな相談を受けます。

(3) 権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者虐待に関する相談には他の機関とも連携して対応し、高齢者虐待の早期発見と防止に努めるとともに、「成年後見制度」の普及や利用の手続きなどの支援を行い、高齢の皆さんの人権を守ります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援や関係機関とのネットワークづくりを行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

福祉サービス利用援助センター (広島市社会福祉協議会)

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)

電話 082-264-6406 FAX 082-264-6437

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

認知症や知的障害・精神障害により判断能力が不十分なため介護保険をはじめ各種福祉サービスの利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭管理や通帳保管などについて不安がある方のお手伝いをする事業が福祉サービス利用援助事業「かけはし」(日常生活自立支援事業)です。

「かけはし」事業では、各種相談や次のようなサービスを行っています。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類など預かりサービス
- ・成年後見制度等、関連制度の紹介等

【実施主体】

広島市社会福祉協議会 (7ページ参照)

【相談料】

相談は無料

契約に基づく生活支援員による支援や預かりサービスは有料

【相談方法】

電話してください。

各区の社会福祉協議会で相談をお受けしています。

(8ページ参照)

広島公証人合同役場

【所在地】

〒730-0037 中区中町7-41 三栄ビル9階

電話 082-247-7277 FAX 082-247-7276

広島公証人合同役場のホームページアドレス

<https://www.kosyonin.jp/hiroshima/>

日本公証人連合会のホームページアドレス

<https://www.koshonin.gr.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後4時

【相談業務内容】

各種契約や遺言などの公正証書の作成、定款や私書証書の認証、確定日付、定期借地その他関連事項についての法律相談を受けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所又は電話・メールしてください。



広島市児童相談所

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟3階

電話 082-263-0694 FAX 082-263-0705

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp> (広島市ホームページ)

E-mail jiso@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8月6日を除く)

ただし、虐待に関する通報・相談は、夜間・休日であっても、24時間電話受付をしています。

【相談業務内容】

18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じています。

児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが解決方法を一緒に考え、アドバイスをを行いながら、その子に必要な次のような支援を行います。

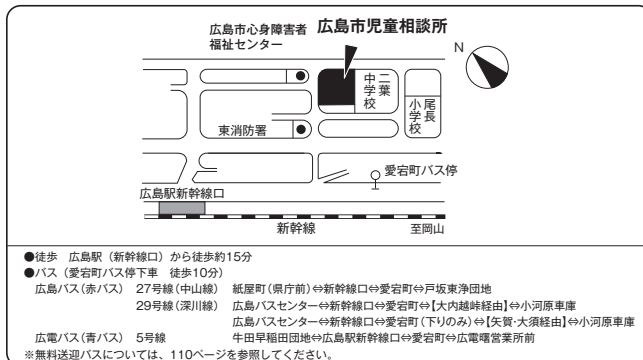
〔こども・保護者等への必要な支援・指導、心理診断、カウンセリング、一時保護、乳児院や児童養護施設などへの入所、里親での養育、適切な他機関への紹介 など。〕

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所。来所の際は、できるだけ事前に予約をしてください。



広島市こども療育センター

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15 - 55

電話 082-263-0683（代表） FAX 082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。）

【利用対象】

主に、中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区在住の18歳未満のこどもとその保護者

【相談業務内容】

発達の遅れやその心配がある、または、こころに課題のある0歳から18歳未満のこどもとその保護者の相談をお受けし、必要に応じて医師をはじめとする専門スタッフが治療、訓練、療育を行います。

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所を受診される方は、所定の医療費などの負担が必要です。

【相談方法】

まずは、お電話で相談日を予約してください。

〈診療について〉

診療は全て予約制です。

受診の際は、健康保険証又はマイナ保険証等をご提示ください。

初めてのご来館の際は、母子健康手帳をお持ちください。

また、以下をお持ちの方はあわせてご提示ください。

- ・他の医療機関からの紹介状
- ・お薬手帳
- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・公費負担受給者証（こども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、自立支援医療受給者証など）

【その他】

広島市こども療育センターには、療育相談所、児童発達支援センター（育成園、二葉園、山彦園）及び児童心理治療施設（愛育園）が設置されています。

広島市こども療育センター

広島市中心身障害者福祉センター

N

広島駅新幹線口

愛宕町バス停

至岡山

●徒歩 広島駅（新幹線口）から徒歩約15分

●バス（愛宕町バス停下車 徒歩10分）

広島バス（赤バス） 27号線（中山線） 紙屋町（県庁前）⇨新幹線口⇨愛宕町⇨戸坂東浄団地
29号線（深川線） 広島バスセンター⇨新幹線口⇨愛宕町⇨【大内越峠経由】⇨小河原車庫
広島バスセンター⇨新幹線口⇨愛宕町（下りのみ）⇨【矢賀・大須経由】⇨小河原車庫
牛田早稲田団地⇨広島駅新幹線口⇨愛宕町⇨広島電囃営業所前

広電バス（青バス） 5号線

※無料送迎バスについては、下記を参照してください。

無料送迎バスの運行のお知らせ

「新幹線口⇨こども療育センター・児童相談所など」の無料送迎バスをご利用ください。

●運行日 月曜日～金曜日
〔休日・8/6・12/29～1/3を除く〕

●運行時刻

便	センター発	新幹線口発	センター着	備 考
1	10:05	10:15	10:20	
2	12:00	12:10	12:15	水曜日運休
3	13:00	13:10	13:15	水曜日運休
4	14:00	14:10	14:15	

●その他

- ①神田山荘行き・広島市総合リハビリテーションセンター行きのバスに乗りまちがえないようにご注意ください。
- ②バス停付近にゴミを捨てないでください。
- ③業務の都合により運休する場合があります。

●新幹線口停車場所

タクシー乗場

広島駅新幹線口

※センター発着場は、こども療育センター西側出入口前（バス乗降口）です。

広島市西部こども療育センター

【所在地】

〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18

電話 082-943-6831（代表） FAX 082-943-6845

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。）

【利用対象】

主に、西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区在住の18歳未満のこどもとその保護者

【相談業務内容】

発達の遅れやその心配がある主に0歳から就学前までのこどもとその保護者の相談をお受けし、必要に応じて医師をはじめとする専門スタッフが治療、訓練、療育を行います。

電話相談にて、0歳から18歳未満のこどもとその保護者の相談をお受けしています。[相談専用電話：082-943-6832]

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所を受診される方は、所定の医療費などの負担が必要です。

【相談方法】

まずは、お電話で相談日を予約してください。

〈診療について〉

診療は全て予約制です。

受診の際は、健康保険証又はマイナ保険証等をご提示ください。

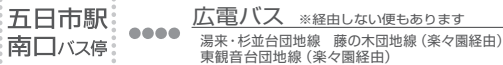
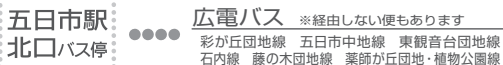
初めてのご来館の際は、母子健康手帳をお持ちください。

また、以下をお持ちの方はあわせてご提示ください。

- ・他の医療機関からの紹介状 ・お薬手帳
- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・公費負担受給者証（こども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、自立支援医療受給者証など）

【その他】

広島市西部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター（なぎさ園）が設置されています。



シャトルバス時刻表

●休館日、診療予定のない日等は運休

西部こども 療育センター ▶	五日市駅 南口バス停	五日市駅 南口バス停 ▶	西部こども 療育センター
10:15	▶▶▶10:20	10:20	▶▶▶10:25
10:30	▶▶▶10:35	10:35	▶▶▶10:40
11:50	▶▶▶11:55	11:55	▶▶▶12:00
12:30	▶▶▶12:35	12:35	▶▶▶12:40
13:40	▶▶▶13:45	13:45	▶▶▶13:50
14:05	▶▶▶14:10	14:10	▶▶▶14:15
16:35	▶▶▶16:40		

* 都合により変更することがありますので、初めてのご利用の際はお電話でご確認ください



臨港道路・廿日市草津線（商工センター方面）から

新八幡川橋をわたり、みずとりの浜公園前(信号)交差点を右折後、
道なりに約500mお進みください



五日市港入口交差点から南下し、五日市渚ガーデン(信号)交差点の一つ手前の交差点を左折後、約300mお進みください



広島市北部こども療育センター

【所在地】

〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70

電話 082-814-5801（代表） FAX 082-815-0541

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。）

【利用対象】

主に、安佐南区（祇園地区、沼田地区を除く。）、安佐北区在住の18歳未満のこどもとその保護者

【相談業務内容】

発達の遅れやその心配がある主に0歳から就学前までのこどもとその保護者の相談をお受けし、必要に応じて医師をはじめとする専門スタッフが治療、訓練、療育を行います。

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所を受診される方は、所定の医療費などの負担が必要です。

【相談方法】

まずは、お電話で相談日を予約してください。

〈診療について〉

診療は全て予約制です。

受診の際は、健康保険証又はマイナ保険証等をご提示ください。

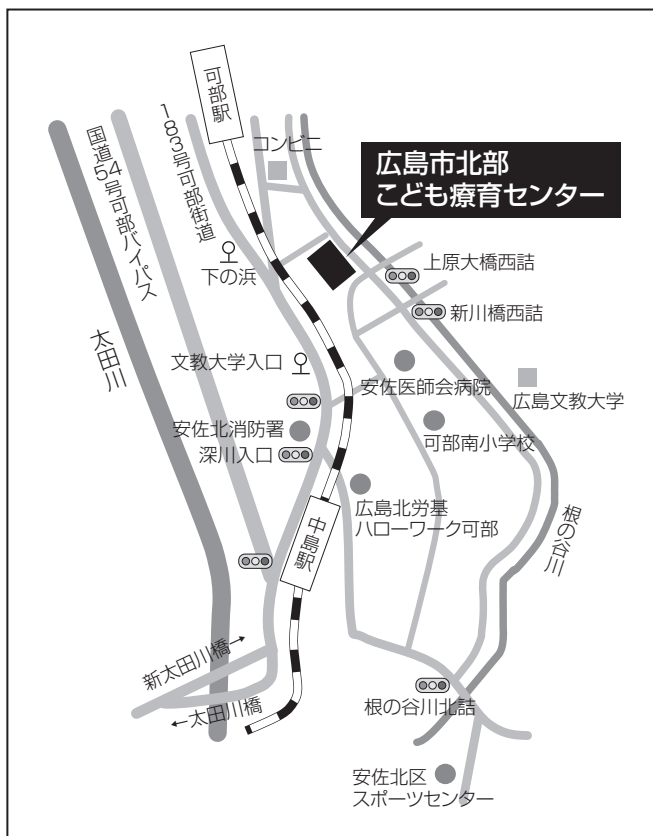
初めてのご来館の際は、母子健康手帳をお持ちください。

また、以下をお持ちの方はあわせてご提示ください。

- ・他の医療機関からの紹介状 ・お薬手帳
- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・公費負担受給者証（こども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、自立支援医療受給者証など）

【その他】

広島市北部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター（くすのき園、わかば園）が設置されています。



電車の場合

- JR 可部駅から南方向 徒歩約 10 分

バスの場合

- 広島方面からバス停「広島文教大学入口」下車 徒歩約 8 分
- 三次方面からバス停「下の浜」下車 徒歩約 5 分

自動車の場合

- お車でお越しの場合、駐車場に制限がございます。混雑時にはすぐにお停めになれない場合がございますので、予めご了承ください。お停めいただく場所が分かりにくいときは、当センター職員までお声がけください。

児童家庭支援センター

【名 称】

こどもの相談センター わかくさ

【所在地】

〒732-0052 広島市東区光町一丁目 9-19 MerryGate 駅北 1F

電話 082-263-3058 FAX 082-263-3082

ホームページ <https://wakakusa-jikasen.org/index.html>

【相談日時】

開所時間 午前 10 時～午後 7 時

閉所日 水曜日、年末年始

【相談業務内容】

学校に行きたくない・家族や友達に話しにくい相談、こどものことがわからない・こどもの発達について相談がしたいなど、こどもに関する相談はなんでも受け付けています。

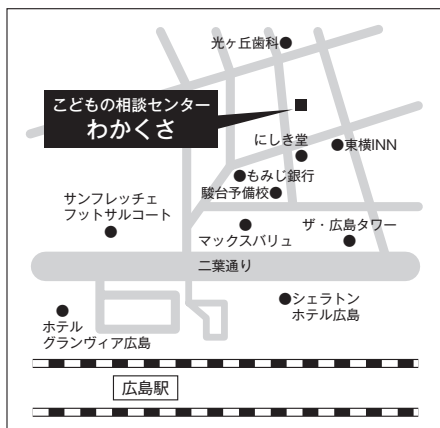
お気軽にご連絡ください。来所での相談も受け付けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談、来所相談
(事前予約が必要)



広島市青少年総合相談センター

青少年の心理や行動の問題、発達の課題など、あらゆる相談に専門の相談員等が対応し、必要に応じて関係機関とも連携しながら青少年の育成・成長を支援します。

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目4-15
(市役所北庁舎別館1階)

電話 082-242-2117 FAX 082-242-2018

【対象者】

青少年・保護者等

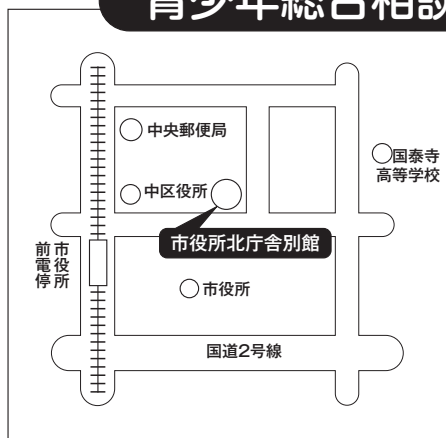
【相談業務内容及び日時】

相 談 業 務 内 容	電 話	相 談 時 間
青少年相談 ・不登校、ひきこもり、友達関係、学習、進路、スクールセクハラ、ヤングケアラー、子育て、こどもへの関わり方などについて	082-242-2117	月～土曜日 午前9時～午後5時 祝日、年末年始及び 8月6日を除きます。
いじめ110番 ・「こどものいじめ」に関する相談や あらゆる「こどもSOS」に関する相談	082-242-2110	24時間
障害のあるこどもについての就学・教育相談 青少年総合相談センター(分室)でも行っています。 〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟3階	082-504-2197 082-264-0422	月～金曜日 午前9時～午後5時 祝日、年末年始及び 8月6日を除きます。

【相談について】

- ・ 電話相談・面接相談を行います。（面接相談は予約が必要です。）
- ・ 秘密は厳守します。（相談内容によっては関係機関と連携させていただきますことがあります。）
- ・ 相談は無料です。

青少年総合相談センター

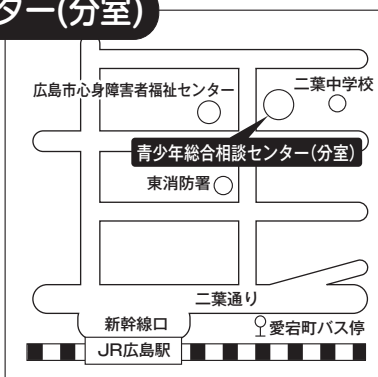


〒 730-8586
 中区国泰寺町一丁目 4 - 15
 （市役所北庁舎別館 1 階）

路面電車、バス 市役所前
 下車徒歩約 1 分

青少年総合相談センター(分室)

〒 732-0052
 東区光町二丁目 15 - 55
 （北棟 3 階）



広島駅新幹線口から徒歩約 15 分
 愛宕町バス停下車 徒歩約 10 分

ひろしま チャイルドライン

【実施主体】

NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション

【電話番号】

子どもがかけるでんわ（大人の方はご遠慮下さい）

電話 0120-99-7777

【相談日時】

毎日 午後4時～午後9時

【相談業務内容】

4つのやくそく

1. ヒミツはまもるよ。
1. 名前は言わなくてもいい。
1. どんなことも、いっしょに考える。
1. 切りたいときは、電話を切っていい。

安心してかけておいで

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

ヤングテレホン広島

【電話番号】

電話 082-228-3993

【相談日時】

24 時間

【相談業務内容】

非行問題や犯罪被害をはじめ、友人関係、親子関係、学校問題、いじめなど少年に関する相談を受けています。

少年本人からの相談はもちろん、家族や友達からの相談でもかまいません。

※ 例えば：夜遊びや無断外泊が多くなった

いじめを受けている

子供が家で暴れる

先輩や同級生から暴力を受けた、お金を要求される

暴走族や非行グループに入っているかも… など

【相談料】

無 料

【相談方法】

お電話ください。

【その他】

メール相談も受け付けています。

県警ホームページからアクセスしてください。

ただし、メールによる返信は行っておりません。こちらからは電話で返答します。

県警ホームページアドレス

<https://www.pref/hiroshima.lg.jp/site/police/>

にんしん SOS 広島

思いがけない妊娠に関するお悩み相談の窓口です。

相談は無料で秘密は厳守します。

ひとりで抱え込まないで相談してください。

【運営団体】

広島県から妊産婦等生活援助事業の委託を受けた「にんしん SOS 広島」が運営しています。

【相談内容】

「生理が遅れている…妊娠したかも」

「妊娠していた。…親にも誰にも言えない」

「産みたい…でも育てられないかも…」

「妊娠」や「妊娠したかも」に戸惑っている方、どんなことでも相談してください。

困難な状況にある妊産婦さんが安心して過ごせる居場所もあります。

<https://nsosh.jp/materials/172414317607501.pdf>（ひだまりの家）

どなたでも安心して匿名・ニックネームでも相談できる窓口です。

【相談方法】

電 話 0800-805-5151（フリーダイヤル）

〈受 付〉月・火・水・金・土 午前10時～午後6時

※変更になる場合があります。ホームページ

にてご確認ください。

〈お休み〉木・日・祝・お盆（8/13～15）・

年末年始（12/28～1/4）

メール 24時間受付。

公式 HP の相談フォームに相談内容を記入して送ってください。

ホームページアドレス <https://nsosh.jp/>

インスタグラム：<https://www.instagram.com/ninshinsoshiroshima>

X（旧 Twitter）：<https://twitter.com/ninshinsoshrrsm>

【こどもへの虐待に関する相談】

団 体 名 称	特定非営利活動法人 ピピオ子どもセンター
連 絡 先	事務局：広島市中区上八丁堀 7 - 10 HS ビル 404 電話 082-221-9563 FAX 082-555-3659
活 動 日 時	事務局：平日 午前 10 時～午後 6 時
主 な 対 象	虐待や暴力など、さまざまな理由で安心して生活できる家庭や居場所がない子どもたち。
主な活動内容	子どもシェルター「ピピオの家」（女子用）の運営 自立援助ホーム「はばたけ荘」（男子用）の運営

親子のための相談 LINE

【対象者】

広島市にお住まいのこども・保護者など

【相談日時】

平日 正午～午後 10 時

（土・日・祝、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、8 月 6 日（閉庁日）を除く）

【相談業務内容】

虐待に関すること、子育てや親子間の悩みごとなどの相談を受け付けます。

【QRコード】

こちらから友達登録できます。

（公式 LINE アカウント）

※こども家庭庁が運用する全国共通アカウントです。



【相談方法】

- (1) LINE をインストールしたスマートフォンで二次元コードを読み取って友達追加
- (2) 「チャットで相談」をタップ。お住いの都道府県・市区町村を選択
- (3) 表示された URL をタップし、内容を確認し、「許可する」をタップ
- (4) 必要情報を入力し、「相談をはじめる」をタップ

【注意事項】

- (1) 秘密は守ります。相談者の同意がない限り、個人情報や相談内容を第三者に伝えることはありません。ただし、身体や生命に危険が及ぶと判断した場合など緊急時には、関係機関に連絡して、安全を確保する場合があります。
- (2) いたずらなどと判断される相談には、対応できません。
- (3) 相談内容や相談画面を無断で転送、転載することはできません。
- (4) 相談が混んでいるときは、すぐに返信できないことがあります。

【急いで相談したい場合】

緊急のとき、児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

※通話料無料

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」
- ・児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」

広島ひきこもり相談支援センター

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。（厚生労働省ガイドラインより）

広島ひきこもり相談支援センターでは、各種相談を通じて、ひきこもりの方の社会参加や自立を支援します。

【対象】

概ね18歳以上のひきこもりの方とその家族など

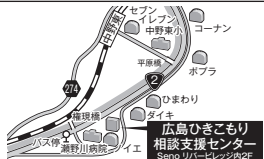
【相談内容】

- (1) 電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。ただし、面接相談は予約が必要です。
- (2) 相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるように支援します。

【相談費用】

無 料

[設置場所及び相談時間など]

	西部センター	中部・北部センター
所在地	西区楠木町一丁目8-11	安芸郡海田町堀川町1番8号 ホスタ海田堀川町ビル1階
運 営	特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センター CROSS	特定非営利活動法人 FOOT & WORK
開所時間	月・水・木・金・土曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)	月～金曜日 午前8時45分～午後4時45分(祝日を除く)
電 話	082-942-3161	082-573-1184
E-mail	hiro-shien@cross-hiroshima.com ※メールではお住まいの区をお知らせください。原則として、1週間以内にご連絡いたします。緊急性の高い内容には対応できかねますのでご了承ください。携帯電話をご利用の場合は、上記のアドレスからのメールが受信できるよう設定してください。	hikikomori@footandwork.com
U R L	https://cross-hiroshima.com/center	https://footandwork.com/hiroshima-hikikomori/
担当地区	広島市（安芸区を除く）、 大竹市、廿日市市	広島市安芸区、東広島市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町、府中町、海田町、坂町、熊野町等
M A P		
アクセス方法	JR 横川駅徒歩7分	JR 海田市駅徒歩8分

※上記のほか、三原市に東部センターがあります。

【引きこもり・不登校・発達障害に関する相談】

相談機関名	KHJ 広島「もみじの会」 (特定非営利活動法人「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」広島支部)	
連絡先	〒 733-0002 西区楠木町一丁目 8 - 11 (NPO 法人 CROSS 内) 電話 082-942-3160 FAX 082-942-3162 ※連絡先 (前川 携帯 090-8060-0054)	
相談日時	第 2 日曜日 午後 1 時～	広島市西区地域福祉センター 4 階ボランティア研修室
主な相談対象	引きこもりの子を持つ家族	
主な相談内容	・会員間の情報交換、専門家の講演などを実施しています。	

相談機関名	楽らくゼミナール【URL https://www.rakuzemi.com 】	
連絡先	〒 730-0847 中区舟入南一丁目 4 - 41 電話 082-234-1004 080-6341-4828	
相談日時	月～金曜日 午前 11 時～午後 2 時	
主な相談対象	不登校、発達障害の子を持つ保護者 不登校の子、発達障害の子	
主な相談内容	不登校、発達障害に関する相談 不登校、発達障害の子への訪問支援	
相談料	電話相談は無料 訪問支援は有料	

少年サポートセンターひろしま

【所在地】

〒730-8586 中区^{なやみな}国泰寺町一丁目4-15 市役所北庁舎別館1階

電話 082-242-7867

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>

E-mail ikusei@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日：午前10時～午後5時

（祝・休日、8月6日及び年末年始を除きます。）

【相談内容】

少年の非行問題全般、少年犯罪に関する相談を受け付け、広島市と広島県警察が連携して、非行防止から立ち直りまでの一貫した支援を行います。

【相談料】

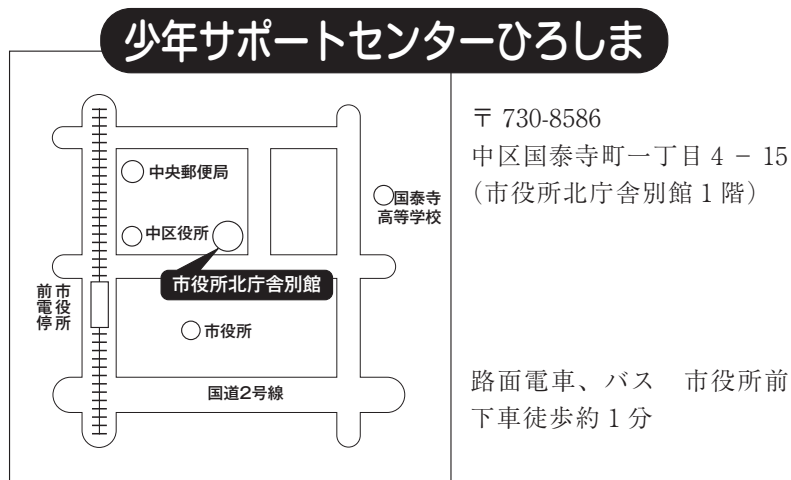
無 料

【相談方法】

電話、面接又はメール

【対象】

少年・保護者等



社会的養護自立支援拠点事業所

【事業の概要】

児童養護施設等への入所措置等を受けていた者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐための相談支援等を行います。

【名 称】

アフターケアひかり

【所在地】

〒732-0052 広島市東区光町1丁目9-19 MerryGate 駅北1階

電話 082-261-1124 FAX 082-261-1114

E-mail aftercare@sweet.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hiroshima-hikari.com/>
「アフターケアひかり」で検索

【相談日時】

火曜～金曜日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後6時

日曜日 午後12時～午後6時

※月曜日、年末年始は閉所となります。

【対象者】

児童養護施設等を退所した者、里親委託を受けていた者、一時保護を受けていた者、虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者など

【相談業務内容】

- (1) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
- (2) 相互交流の場の提供
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 一時避難かつ短期間の居住
場所の提供

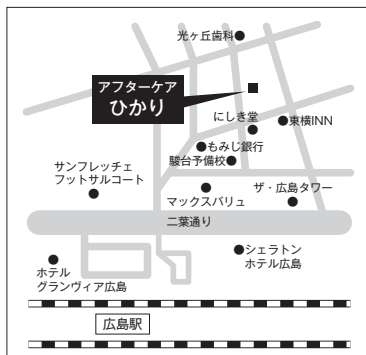
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接訪問。

来所の際は事前予約をお願いします。



【家庭環境に恵まれない子どもたちへの支援】

団 体 名 称	特定非営利活動法人 食べて語ろう会
連 絡 先	事務局：電話 082-962-2211 FAX 082-962-2211 E-mail motomachinoie@outlook.jp
活 動 日 時	毎日 午前 11 時～午後 5 時（行事等、休み場合があります） 食べて語ろう会 基町の家（中区基町 20 - 7 - 559）
主 な 対 象	家庭環境に恵まれない子ども・青少年とその保護者 他
主な活動内容	・ 家庭環境に恵まれない子どもや青少年やその家族などに対して、毎日、食事と居場所を提供すると共に、各種相談活動や学習支援を実施し、利用者の皆さんの心身の安定を図るとともに子どもや青少年などが穏やかに成長できる生活環境を整えていく。 ・ 講演会などの広報活動を実施し、地域社会に対し、家庭環境に恵まれない青少年などに対する理解と支援を呼びかけ、地域住民の皆さんの協力を得て、子どもや青少年などが不安なく生活できる地域社会を整えていく。

広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、障害に関する相談支援の中核機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が設置運営しています。

広島市障害者相談支援事業所および広島市障害者基幹相談支援センターでは、障害に関する生活上や療養上の相談に応じます。

【所在地】

担当区	名 称	住 所	電 話 (市外局番：082)
中 区	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町 2-6-11 4 階	234-2422
	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西 2-3-20	298-5575
東 区	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内 510-1	562-2802
	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南 1-27-2	573-0140
南 区	広島市南区障害者相談支援事業所	南区西蟹屋 1-1-48	298-6232
	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐 2-3-46	207-0636
西 区	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町 17-27	555-1018
	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台 10-1	270-1249
安佐南区	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	安佐南区祇園 6-31-3	962-3350
	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区大町東 1-12-10	207-4338
安佐北区	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部 3-32-12	815-0405
	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎 1-1-6 2 階	881-1441
安 芸 区	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東 4-5-35	892-1601
	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区瀬野 2-17-33	820-3051
佐 伯 区	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市 1-5-39	924-5560
	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀 104-27	924-0028

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

- (1) 障害のある方やご家族等から、生活や就労についての不安や悩み、障害福祉に関する制度やサービスの利用に関する相談に応じるほか、制度やサービスの利用調整等をお手伝いします。
- (2) 障害のある方の権利を守るため、関係機関と連携して「成年後見制度」の普及や利用の手続などの支援や「障害者差別解消法」の合理的配慮等についての普及・啓発等を行います。
- (3) 広島市障害者基幹相談支援センターでは、上記(1)、(2)に加え、地域の多様な社会資源を活用した相談支援体制を構築するため、地域の指定相談支援事業所の支援や、医療機関、障害福祉サービス事業所、地域団体等とのネットワークづくりを行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島市身体障害者更生相談所

【所在地】

〒 731-3168 安佐南区伴南一丁目 39 - 1

電話 082-849-2802 FAX 082-848-8003

【相談判定日時】

業務日程

- ① 医学的判定 …………… 肢体不自由に関する判定日：

毎週水曜日午後

聴覚に関する判定日：

木曜日（第 2 ～ 4 週）午後

全曜日（第 1 週）午後

- ② 相談 …………… 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8 月 6 日を除く。

【相談業務内容】

医師、保健師、理学療法士、補聴器相談員（言語聴覚士）、手話相談員（手話通訳士）などの専門職員を配置し、

- (1) 専門的な知識及び技術を必要とする相談
- (2) 補装具費の支給などに係る医学的、心理学的、職能的判定
- (3) 補装具の処方・適合判定
- (4) 住環境整備や福祉用具の活用法などに関する相談、連絡調整、情報収集・提供を行っています。

【利用対象者】

原則として、市内に居住する身体障害者に限ります。

【利用方法】

区厚生部福祉課の紹介（依頼）により、ご利用いただくことになります（状況に応じて直接相談を受ける場合もあります）。

※ 利用者は、まず 5 ～ 6 ページを参照のうえ、住所区の区役所厚生部福祉課に相談してください。

広島市知的障害者更生相談所

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目 15 - 55 北棟 3F

電話 082-263-3695 FAX 082-263-0705

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、
8月6日を除く。

【相談業務内容】

医師・心理判定員などの専門職員を配置し、

- (1) 知的発達に障害がある方の家庭での生活、その他の相談に応ずること。
- (2) 知的発達に障害がある方の医学的・心理学的・職能的判定を行い、該当される方に療育手帳を発行すること。
- (3) 必要に応じて各種診断書・証明書を交付すること。

【利用対象者】

市内に居住する18歳以上の知的発達に障害がある方。

【利用方法】

事前に予約が必要です。予約の上、来所して下さい。相談のみの場合は、電話でも対応します。

広島市心身障害者
福祉センター

東消防署

広島駅新幹線口

広島市知的障害者更生相談所

中学校

小尾長校

愛宕町バス停

新幹線

至岡山

N

●徒歩 広島駅（新幹線口）から徒歩約15分

●バス（愛宕町バス停下車 徒歩10分）

広島バス（赤バス） 27号線（中山線） 紙屋町（県庁前）⇨新幹線口⇨愛宕町⇨戸坂東浄団地

29号線（深川線） 広島バスセンター⇨新幹線口⇨愛宕町【大内越峠経由】⇨小河原車庫

広島バス（青バス） 5号線 広島バスセンター⇨新幹線口⇨愛宕町（下りのみ）⇨【矢賀・大須経由】⇨小河原車庫

牛田早稲田団地⇨広島駅新幹線口⇨愛宕町⇨広電曙営業所前

※無料送迎バスについては、110ページを参照してください。

公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目1番5号

広島市心身障害者福祉センター4階

電話 082-264-4966

【相談日時】

月・火・木・金曜日（祝日・祝日の翌日を除く）

午前9時～午後4時まで

※時間内でも所用により不在の場合がありますのでご了承下さい。

【相談業務内容】

視覚障害者の色々な悩み事について相談に応じています。

【相談方法】

電話または直接来所してください。

広島市視覚障害者情報センター

【所在地】

〒 730-0043 広島市中区富士見町 11 - 27
広島市保健所等合築施設 2 階
電話（FAX） 082-240-1220
ホームページ <https://hiroshimashi.jouhoucenter.jp>
E-mail jimu@hiroshimashi.jouhoucenter.jp

【相談日時】

月～金曜日（国民の祝日、8月6日、年末年始は除く）
午前9時～午後5時

【相談業務内容】

視覚障害のある方のための日常生活用具、情報通信機器の情報提供を行っています。

制度・サービスや生活の中でのお困りごと等、ご相談ください。

【相談方法】

電話・メール・来所

中途失聽者・難聴者相談

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市心身障害者福祉センター4階
広島市中途失聴・難聴者協会事務所
電話 082-263-4698 (FAX 兼用)

【相談日時】

第2日曜日 午後1時～午後3時

【相談業務内容】

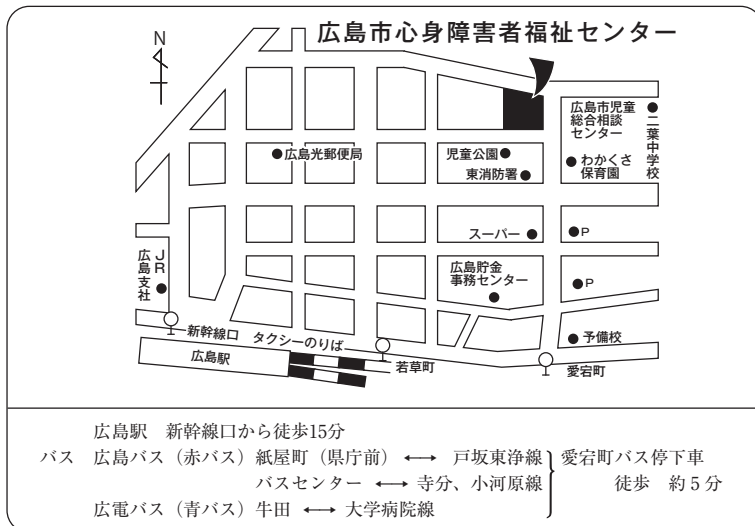
中途失聴者・難聴者等のいろいろな悩みを担当者が相談を受けます。
 応対者：『広島市身体障害者相談員』として委嘱されている会員
 や、その他、経験豊かな中途失聴・難聴者協会会員が
 担当します。
 『要約筆記者（書いて伝える通訳）』が同席します。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。



ろうあ者専門相談室

【相談場所】

〒734-0007 南区皆実町1-6-29

広島県聴覚障害者センター内 ろうあ者専門相談室

FAX 082-254-0087

E-mail hiroshimacdc@hiro-chokaku.jp

【相談日時】

火～日曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

【相談業務内容】

ろうあ者専門相談員が当事者の一般生活上の諸問題にかかる相談業務を行い、必要に応じ、関係機関への連絡などを行います。

【相談料】

無 料

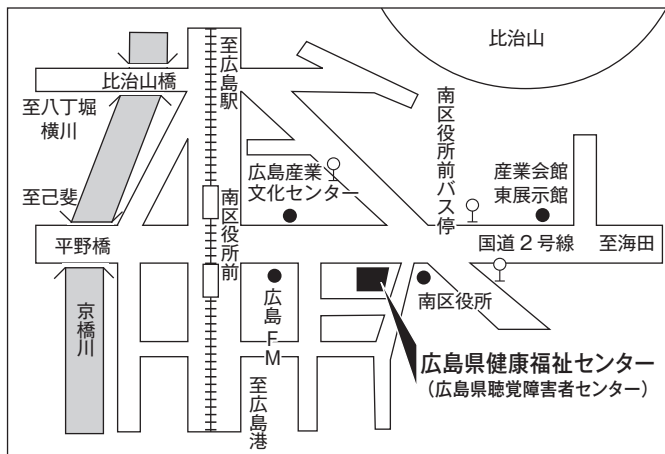
【相談方法】

メール・FAX 又は直接来所してください。

ビデオチャットで相談ができます。

【その他】

広島市障害福祉課、福祉事務所（区福祉課）、身体障害者更生相談所でも聴覚障害者などの更生援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、手話による意思伝達の仲介業務を行う手話相談員が配置されています。



広島市発達障害者支援センター

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15-55 広島市こども療育センター内

電話 082-568-7328 FAX 082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日、1月3日を除く。)

【相談対象者】

広島市にお住まいの自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など発達障害のある方、その家族の方及び関係機関

【相談業務内容】

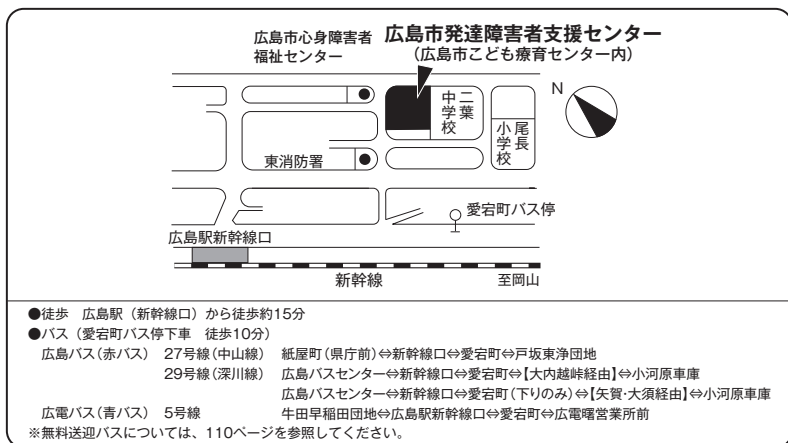
発達障害のある方やご家族の日々の生活に関わる様々なこと、学校や職場でのことなどについて相談に応じるとともに、発達障害のある方との関わり方についてのアドバイスや必要な情報の提供を行います。

【相談料】

相談は無料です。

【相談方法】

まずは、お電話ください。



障害児等療育支援事業実施施設

【相談場所】

施 設 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
広島市こども療育センター 地域支援室	〒 732-0052 東区光町二丁目 15-55	電 話 082-263-0683 FAX 082-261-0545
瀬野川学園	〒 739-0303 安芸区上瀬野南一丁目 338-3	電 話 082-894-8958 FAX 082-894-0403
広島市西部こども療育センター 療育相談室	〒 731-5138 佐伯区海老山南二丁目 2-18	電 話 082-943-6831 FAX 082-943-6865
広島市北部こども療育センター 療育相談室	〒 731-0223 安佐北区可部南五丁目 8-70	電 話 082-814-5801 FAX 082-815-0541
こども発達支援センター ひゅーるぼん	〒 731-0102 安佐南区川内六丁目 28-15	電 話 082-846-6888 FAX 082-831-6889

※担当地域

- ・広島市こども療育センター 瀬野川学園：
中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区
- ・広島市西部こども療育センター：
西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区
- ・広島市北部こども療育センター こども発達支援センターひゅーるぼん：
安佐南区（祇園地区・沼田地区を除く。）、安佐北区

【相談業務内容】

在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域での生活を支援するため、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談、各種福祉サービスの利用相談等を行います。

【相談日時】

原則として月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談方法】

まず、施設へ電話で相談ください。

担当地域がありますが、相談の内容により他の施設が受ける場合もあります。

社会福祉法人萌生会 高次脳機能障害サポートネットひろしま

【所在地】

〒 731-0111 広島市安佐南区東野 3 丁目 23 - 6

電話 080-4901-5613

【相談日時】

第 2 火曜日

開催場所：広島市中区地域福祉センター 5 階（中区大手町 4 - 1 - 1）

①生活相談（家族セッション）：午前 10 時～午後 0 時

②個別相談（予約制）：午後 2 時～午後 4 時

【相談業務内容】

①生活相談

家族同士の交流や学びのために開催しています。障害のとらえ方や、家庭生活での対応の仕方や工夫についての情報交換の場になっています。話しにくい場合は、他の家族の話を聞くだけでも構いません。福祉制度の活用、事故の賠償手続き、成年後見制度等もアドバイスしています。

②個別相談

初めて参加のご家族や複雑な話の場合には、個別でお話を伺うことができます。

当事者家族が生活の中の工夫をお伝えしたり、福祉や法律、リハビリの専門家が個別の相談事について一緒に考えます。

【相談方法】

午前中は座談会形式の気軽な集まりの中で障害のとらえ方をはじめ、見えにくい障害と言われる高次脳機能障害についてわかってもらえる場になっています。

午後からの個別相談は、交通事故示談や障害年金等、個々のニーズに合わせたご相談について専門家を交えてお話を伺います。高次脳機能障害についての資料も紹介しています。

広島市重症心身障害児者相談支援センター「ほっと+いけあひろしま」

重症心身障害児（者）やその家族からの、医療や障害に関する専門的な相談対応や、ピアカウンセリング等を行います。

【所在地】

〒731-5122 広島市佐伯区五日市町皆賀 104 - 27

電話 082-943-8832 FAX 082-943-7788

【対象】

市内に居住する重症心身障害児（者）、及び医療的ケアを必要とする児（者）の家族等

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

- (1) 重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）のご家族等からの、ご家庭における生活上や療育上の相談等に窓口や電話、家庭訪問等により対応します。
- (2) 重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）の保護者をカウンセラーとするピアカウンセリングを実施します。
- (3) 重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）の地域生活に係る支援体制の充実等について協議する重症心身障害児者地域生活支援協議会の開催や当事者やそのご家族等に対する研修会等を開催します。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島障害者職業能力開発校

障害のある方々に、様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくために、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。

【所在地】

〒734-0003 南区宇品東四丁目1-23

電話 082-254-1766 FAX 082-254-1716

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/>

【問い合わせ日時】

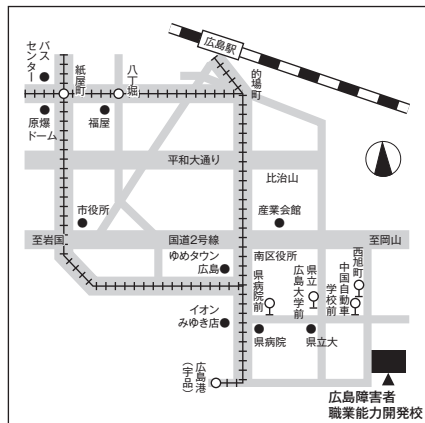
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

【訓練科目等】

期間	訓練科目	定員	応募対象者 (年齢は、入校年の4月1日現在の年齢です。)
2年	C A D 技 術 科	15名	18歳以上 知的障害以外で、 ・身体障害・難病のある方 ・精神・発達・高次脳機能障害のある方
	情報システム科	10名	
	Webデザイン科	10名	
1年	O A ビジネス科	17名	15歳以上 知的障害以外で、身体障害・難病のある方
	音 声 パ ソ コ ン コ ー ス	3名	
	事 務 実 務 科	10名	知的障害・精神障害以外で、視覚障害のある方
	総 合 実 務 科	30名	知的障害以外で、精神・発達・高次脳機能障害のある方
6か月	チャレンジコース	5名	知的障害のある方
			知的障害・身体障害以外で、発達障害のある方

【その他】

- (1) 授業料は、無料です。
(教科書・資格取得に係る受験料・作業服等の費用は自己負担です。)
- (2) 遠距離や障害の程度により通校が困難で、自分で日常生活や健康管理ができるなど、一定の要件を満たす方は、寮に入ることができます。
- (3) 見学できます。お問い合わせください。



障害者就業・生活支援センター

【所在地】

センター名	住所・連絡先	相談日時	支援地域
広島障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会)	〒733-0011 西区横川町 2-5-6 メゾン寿々屋 201 号 電 話 082-297-5011 F A X 082-297-5012 E-mail hiroshimassc@joy.ocn.ne.jp	月～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	中 区 西 区 安佐南区 安佐北区 佐 伯 区
広島東障害者就業・生活支援センター (社会福祉法人つつじ)	〒732-0053 東区若草町 15-20 就労サポートセンター SOAR 5F 電 話 082-262-5100 F A X 082-262-5102	月～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	東 区 南 区 安 芸 区

【相談業務内容】

○障害のある方への支援

就労相談 就労や生活のことについて相談や助言を行います。

生活支援 生活習慣や金銭管理など自立した生活に向け、アドバイスやお手伝いをします。

訓練や実習 福祉施設や協力企業などと連携をとりながら、就職にむけた訓練や実習をあっせんします。

情報提供 就労に向けた雇用制度や教育訓練などの情報を提供します。

定着支援 就職した後も安定して働くことができるように継続的に支援を行います。

職場開拓 ハローワークと協力をしながら、新たな雇用を開拓します。

○事業主の方への支援

雇用に向けて 事業主の方に制度利用などの情報提供も含めアドバイスを行います。

就労前の職場実習 就労を視野に入れた職場実習を行います。

継続雇用のために 長期的に雇用関係が続くようにフォローアップを行います。

障害者人権 110 番

【所在地】

〒 733-0004 西区打越町 17 - 27

育成会総合福祉センター 2 階相談室

電話・FAX 082-537-1777 広島市手をつなぐ育成会

ホームページアドレス <http://h-ikuseikai.or.jp>

【相談日時】

区分	相 談 時 間	相 談 体 制
電話相談	・ 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時	・ 障害者福祉の知識と相談経験のある常駐の相談員及び関係団体の専任相談員
	・ 日曜日、祝日、年末年始と上記時間以外は、留守番電話または FAX による	
面接相談 (予約制)	・ 月～金曜日 午後 1 時～午後 5 時	・ 弁護士 ・ 必要に応じて、医師、教育関係者、労働関係者
	・ 第 2 水曜日 午前 10 時～午後 0 時(偶数月) 午後 2 時～午後 4 時(奇数月)	

【相談業務内容】

障害を理由とする差別に関するご相談をお受けします。

- ・ 相続や財産に関すること
- ・ 金融、契約等のトラブル
- ・ 雇用や勤務条件のこと
- ・ 生活や教育のこと
- ・ 家庭や職場での悩み

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は予約来所してください。面接相談（予約制）は、1 週間前までに名前、住所、電話番号、本人との関係、希望日と相談内容を連絡の上、お申し込みください。

広島県障害者権利擁護センター

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
広島県社会福祉協議会
広島県障害者権利擁護センター

電話 082-569-5151 FAX 082-569-6161

E-mail kenri@hiroshima-fukushi.net

【相談日時】

受付時間：平日（月～金） 午前8時30分～午後5時30分

※夜間・土・日・祝日は留守番電話・FAX・メールで受け付けます

【相談業務内容】

1. 使用者による虐待に関わる相談、通報または届出を受け付けます。
2. 使用者による障害者虐待が疑われる場合は、ただちに広島県（障害者支援課）と協働し、必要な対応を行います。
3. 障害者虐待を受けた障害者に関わるさまざまな相談に応じます。必要に応じて相談機関等を紹介します。
4. 障害者虐待の防止や養護者への支援に関する情報収集・分析、情報提供及び広報啓発活動を行います。

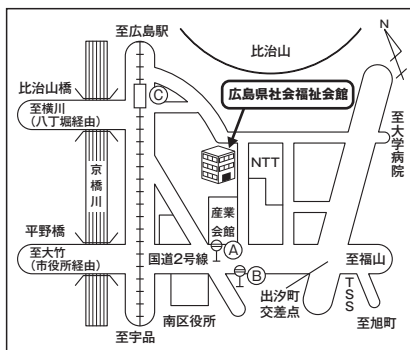
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、メール、来所

【地図等掲載】



① バス停『南区役所前』（産業会館前）下車
〔広島バス〕横川駅～大学病院（23番線）

② バス停『南区役所前』（産業会館前）下車
〔広電バス〕県庁前・横川駅～
仁保車庫・向洋新町車庫（7番線）

③ 電停『比治山橋』下車
広島駅～宇品（比治山下経由5番線）

広島市障害者虐待通報ダイヤル

【電話番号】

電話 082-542-5300 FAX 082-542-5311

E-mail sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

毎日 24 時間受付

【相談業務内容】

障害者の虐待に関わる通報、届出や相談を受けています。

(1) 養護者による虐待

障害者の生活の世話をしている家族や同居人などによる虐待

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員
による虐待

(3) 使用者による虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、メールにて受け付けます。

広島市認知症疾患医療センター

■広島市西部認知症疾患医療センター

【指定病院】医療法人社団更生会 こころホスピタル草津

【所在地】

〒733-0864 西区草津梅が台10番1号

電話 082-270-0311 FAX 082-270-0312

ホームページアドレス <https://www.kusatsu-hp.jp/region/dementia/>

【相談日時】

月～金曜日：午前9時～午後0時、午後1時30分～午後5時（祝日・お盆・年末年始除く）

■広島市東部認知症疾患医療センター

【指定病院】医療法人せのがわ 瀬野川病院

【所在地】

〒739-0323 安芸区中野東四丁目11番13号

電話 082-893-6266 FAX 082-893-6270

ホームページアドレス <https://senogawa.jp/dementia/>

【相談日時】

月～金曜日：午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分（祝日・お盆・年末年始除く）

【相談方法】

まずは電話相談してください。

■広島市北部認知症疾患医療センター

【指定病院】地方独立行政法人広島市立病院機構

広島市立北部医療センター安佐市民病院

【所在地】

〒731-0293 安佐北区亀山南一丁目2番1号

電話 082-815-5299 FAX 082-815-5215

ホームページアドレス <https://www.asa-hosp.city.hiroshima.jp/services/dementia-medical-center/>

【相談日時】

月～金曜日：午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分（祝日・お盆・年末年始除く）

☆以下、全ての認知症疾患医療センターに共通

【相談業務内容】

①専門医療相談 ②鑑別診断 ③急性期入院治療その他専門医療の提供

【相談料】

①無料、②・③医療保険適用

広島県地域包括ケア推進センター 認知症電話相談（対象：県民）

【ホームページアドレス】

<https://www.chiikihoukatsucare.net>

【相談内容】

認知症に関して、本人・介護者・家族の悩みを聞いてほしい
介護のストレスについて誰かと話したい時
介護保険制度やサービスのことで相談したい時 など

日 時	相 談 員	電 話
火曜日 午後１時～午後４時３０分 （祝日、年末年始は休み）	認知症のひと 家族の会会員	082-553-5353
木曜日 午後１時～午後４時３０分 （祝日、年末年始は休み）	社会福祉士 （広島県社会福祉士会会員）	082-569-6501

【相談料】

無 料

公益社団法人 認知症の人と家族の会広島県支部
「共に生き とともに歩もう 認知症」

【相談電話番号】

事務局 082-254-2740

【相談日時】

月・水・金曜日 午前 10 時～午後 4 時 TEL 082-254-2740

火曜日 午後 1 時～午後 4 時 30 分 TEL 082-254-3434

(広島県健康福祉センター 3 階)

広島市認知症コールセンター

月・水曜日 午後 12 時～午後 4 時 TEL 082-254-3821

【相談業務内容】

認知症の人の介護や接し方等困っていること、聞いて欲しいことについて、実際に介護を経験した家族が電話相談を受けています。
どうぞお気軽にご利用ください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。(来所も可能です)

【E メール】

afcdejpn-hiroshima@k7.dion.ne.jp

【ホームページ】

<http://www.juvenile-alzheimer.jp/>

公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

【相談場所】

〒732-0822 南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター
(BIG FRONT ひろしま5階)

電話 082-207-0567 FAX 082-207-0576

ホームページアドレス <https://roushiren-hiroshima.jp>

【相談日時】

月～金曜日(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後5時

【相談業務内容】

市内の特別養護老人ホームなどでの高齢福祉施設のご案内など

【相談料】

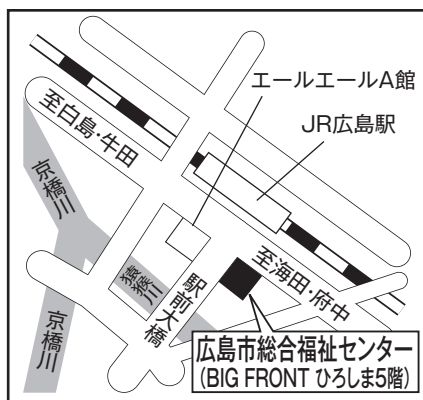
無 料

【相談方法】

なるべく事前に電話で予約してお越しください。

【その他】

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟は、広島市内の社会福祉法人や公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団が運営している老人福祉施設で構成されています。



区役所 建設部 建築課

【所在地】

区役所 建設部 建築課	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
中区(指定管理者区役所事務所)	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2578 (直通)	082-243-0595
東区(指定管理者区役所事務所)	732-8510	東区東蟹屋町9-38	082-568-7744 (直通)	082-262-0639
南区(指定管理者区役所事務所)	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8959 (直通)	082-252-7179
西区(指定管理者区役所事務所)	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0949 (直通)	082-532-0958
安佐南区役所	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4954 (直通)	082-877-2299
安佐北区役所	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3937 (直通)	082-815-3906
安芸区(指定管理者区役所事務所)	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4928 (直通)	082-822-8069
佐伯区(指定管理者区役所事務所)	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9744 (直通)	082-923-5098

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、祝日・年末年始及び8月6日を除く)

【相談業務内容】

市営住宅の入居受付、入居中の諸手続きについての相談を受けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

住宅金融支援機構中国支店

【所在地】

〒732-0822 広島県広島市南区松原町2番62号

広島JPビルディング9階

電話 082-568-8420（代表）

ホームページアドレス <https://www.jhf.go.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は休業）

【相談業務内容】

- ①融資相談（災害復興住宅融資、リフォーム融資（高齢者向け返済特例）※リ・バース60等）

※満60歳以上の方が部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払いを利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および敷地の売却、自己負担金などにより、一括してご返済いただく融資です。

- ②住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の返済に関する相談

【相談料】

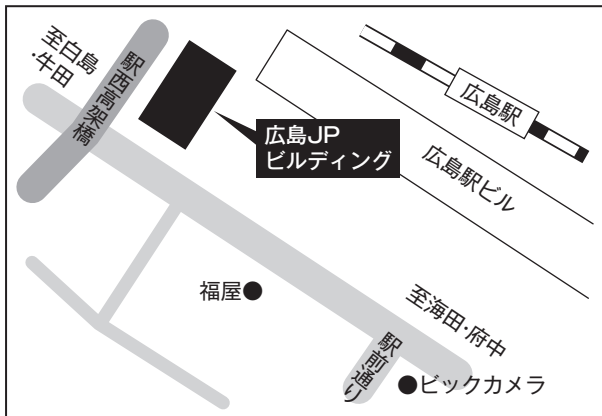
無 料

【相談方法】

電話又は直接来店してください。

※ご来店の際は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

①に関する相談：082-568-8435 ②に関する相談：082-568-8421



広島県宅地建物取引業協会

【所在地】

相 談 所	郵便番号	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
本 部	730-0046	中区昭和町11-5 広島県不動産会館内	082-243-0011	県 下 全 域
北 支 部	731-0122	安佐南区中筋一丁目18-27 第一シマビル 1 階	082-876-2008	安 佐 南 区 全 域 安 佐 北 区 全 域
佐 伯 支 部	738-0005	廿日市市桜尾本町12-41 広島県不動産会館内	0829-32-1711	佐 伯 区 全 域
安芸・賀茂支部	736-0046	安芸郡海田町窪町5-11 藤井ビル 2 階	082-822-7096	安 芸 区 全 域 東 区 一 部

【相談日時】

本部 月～金曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分、
午後 1 時～午後 4 時（祝日除く。）
支部 第 1・3 金曜日 午後 1 時～午後 4 時（祝日除く。）

【相談業務内容】

不動産についての疑問やトラブルの解決策等、不動産取引に関する相談に応じます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。（原則 15 分以内）

【注意事項】

- ・当相談所では、不動産取引に関する相談をお受けし、相談者が話された相談内容から考えられる一般的な参考情報を回答しております。
- ・実際の取引については、多くの要素が含まれており、個別性も踏まえて慎重に対応せざるを得ませんので十分な回答ができないケースがあります。必要に応じて専門家へご相談ください。



総務省 行政相談センター きくみみ広島（中国四国管区行政評価局）

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 4 号館 13 階

電 話 082-222-1100 又は 0570-090110

FAX 082-228-4955

ホームページアドレス <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

総務省の行政相談は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人の仕事、都道府県、市町村の仕事（国の仕事関係など）についての苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

例えば、医療保険、年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関等に関する相談を受け付けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、F A X、インターネット、手紙又は来所（上記所在地）により受け付けています。

※電話による相談は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

※平日夜間（午後 5 時 15 分～翌午前 8 時 30 分）及び土・日・祝日は留守番電話で対応します。

※インターネット：

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/kankulp.html>





広島県国民健康保険団体連合会

【所在地】

〒730-8503 中区東白島町19-49 国保会館

広島県国民健康保険団体連合会

介護福祉課

電話 082-554-0783 FAX 082-511-9126

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>

【相談日時】

月～金曜日（祝・祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

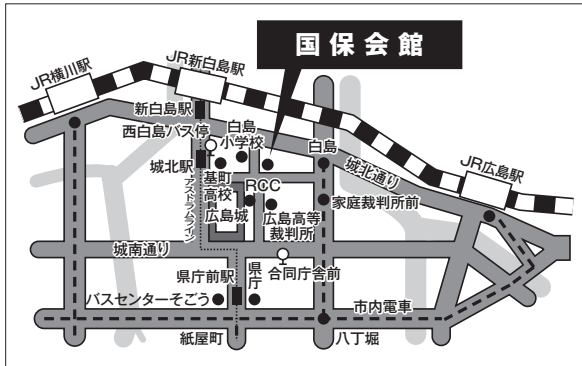
介護サービス事業者等が提供する介護サービスに関する利用者等からの苦情・相談について

【相談料】

無 料

【相談方法】

文書、電話、FAX 又は来会してください。



【交通機関のご案内】

- アストラムライン
城北駅下車、東へ徒歩6分
- 市内電車
八丁堀から白島線に乘換え家庭裁判所前下車、西へ徒歩6分
- バス
・JR広島駅から合同庁舎経由各方面行き
合同庁舎前下車、北へ徒歩7分
・JR横川駅から大学病院行き
西白島下車、東へ徒歩6分
- JR
JR新白島駅下車、南東へ徒歩8分

広島県福祉サービス運営適正化委員会

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 県社会福祉会館

広島県社会福祉協議会内

電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-fukushi.net>

【相談日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

※夜間、土、日、祝日は留守番電話・FAX・ホームページのお問い合わせフォームで受け付け

【相談業務内容】

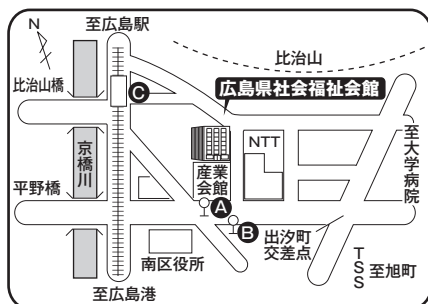
福祉サービスの利用者が、福祉サービスの利用にあたって疑問や不安を感じたり、要望や苦情等があったりする場合、また、施設や事業所に相談しにくい場合、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会がその相談を受け、助言や解決のあっせん等を行います。委員会は、弁護士・医師や相談機関等の専門の委員で構成されています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話・手紙・FAX・ホームページのお問い合わせフォーム等
来所による相談を希望する場合は予約してください。



交通の便

- A バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
[広島バス]横川駅～大学病院(23番線)
- B バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
[広電バス]県庁前・横川駅～
仁保車庫・向洋新町車庫(7番線)
- C 電停「比治山橋」下車
広島駅～広島港(比治山下經由5番線)

特定非営利活動法人 広島こども食堂支援センター

【連絡先】

〒730-0823 広島市中区吉島西2-8-3

携帯電話 080-5237-4585

E-mail hs.backyard@gmail.com

ホームページアドレス

<https://hsbackyard2.wixsite.com/home>

【相談日時】

平日 午後5時30分～午後8時

土日祝日 午前10時～午後5時

【主な活動内容】

- ・ 情報発信
- ・ 普及啓発 講演会、勉強会、事例発表会等
- ・ 相談支援 新規開設相談、継続運営相談（必要に応じて既存のこども食堂の見学なども手配可。）
- ・ 研修会 運営者、スタッフを対象とした研修会の開催
- ・ 連携促進 こども食堂ネットワーク会議（こども食堂運営者が集まり情報交換を行う場）の開催
- ・ フードバンク 食材、食料品以外の物の寄付の受付と分配
- ・ 開設及び運営経費助成金の交付

【相談料】

無 料

【相談方法】

メール、電話

【ホームレス支援】

団 体 名 称	公益社団法人 広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会
連 絡 先	事務局：電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail office@hcsww.jp
活 動 日 時	不定期・随時
主 な 対 象	野宿生活者、生活困窮者
主な活動内容	・くつろぎ入浴サービスや、大人食堂の実施、夜回り活動への参加等を通じた、野宿生活者・生活困窮者への相談活動 ・一時生活支援事業の受託運営 ・居住支援法人としての活動 ・その他

団 体 名 称	野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会
連 絡 先	電話 090-8715-5186
相 談 日 時	4月～11月は、第2・4・5水曜日 12月～3月は、毎週水曜日 時間は、いずれも午後8時30分から活動終了まで
主な相談対象	野宿生活者
主な相談内容	・市内各地（広島駅周辺、平和公園、八丁堀他）で野宿生活をされている方の元を訪ねて、声をかけ、心を寄せる。その際、食品等を提供する。 ・野宿生活を脱却するための相談、同行等。

団 体 名 称	特定非営利活動法人 反貧困ネットワーク広島
連 絡 先	電話 082-545-7709 090-4890-1579
相 談 日 時	・ 月～金曜日（土・日・祝日除く）：午前 10 時～午後 5 時 ※午後 0 時～午後 1 時除く ・ 年 4 回の広島市役所講堂での相談会は NPO のホームページを参照ください。
主な相談対象	住まいを失った方および生活困窮者
主な相談内容	・ シェルター（緊急一時宿泊所）の提供。 ・ 雇用問題、生活保護、借金、年金、保険、医療などの問題につき、弁護士等専門家のネットワークを利用して電話または面談による相談を行ないます。 ・ 憩いの場「ほっとサロン」も運営中です。

公益財団法人ひろしま国際センター 外国人相談窓口

【所在地】

〒730-0037 中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階
 公益財団法人ひろしま国際センター（略称：HIC）
 電話 082-541-3777
 ホームページアドレス <https://hiroshima-ic.or.jp>

【相談業務内容】

- 在留資格（ビザ）、社会保険・労働条件、法律・人権等の相談を、各分野の専門家が面談や電話により行います。
- 多言語で相談可能です。（対応言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語）

【相談日時】

区 分		相 談 日							相 談 時 間
		月	火	水	木	金	土	日	
一般（暮らし）相談		○	○	○	○	○	○		月～金曜日 午前10時～午後7時 土曜日 午前9時30分～午後6時
専 門 相 談 者	在 留 資 格				○		○	休 館 日	木曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時 ※第4木曜日は午後2時～午後7時 土曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時 注）午後0時～午後1時 （第4木曜日を除く）も 前日までの予約により、 相談を受付
	社会保険・労働条件				○		○		
	法 律 ・ 人 権						○		
	英 語				○		○		
	中 国 語				○		○		
	タガログ語				○		○		
	ベトナム語				○		○		
	韓 国 語				○				
	スペイン語				○				

（注）年末年始（12/28～1/4）、祝日はお休みです。

【相談料】

無 料

【相談方法】

- 電話・電子メールまたは来所
 相談専用電話 0120-783-806（フリーダイヤル）
 E-mail hic@hiroshima-ic.or.jp
- 在留資格の相談では、できるだけパスポート・在留カード等を持参してください。（電話による相談に比べ、より適切な相談が可能です）
 相談は、なるべく所定の時間内に終わるよう、ご協力をお願いします。



広島市・安芸郡外国人相談窓口

【所在地】

〒730-0811 広島市中区中島町1-5 広島国際会議場3階

電話 082-241-5010 FAX 082-242-7452

E-mail soudan@pcf.city.hiroshima.jp

ホームページアドレス <https://h-ircd.jp/guide.html>

【相談日時】

相談できるところ	相談できることば	相談できる日	相談できるじかん
外国人相談窓口 (広島国際会議場3階) 広島市中区中島町1-5	スペイン語	月曜日から金曜日	午前9時～午後4時
	中国語		
	ベトナム語		
	ポルトガル語		
	英語		
	フィリピン語	金曜日 第1と第3水曜日	
安芸区役所2階 広島市安芸区船越南3-4-36	ポルトガル語	第2水曜日	午前10時15分 ～午後0時30分 午後1時30分 ～午後4時
	スペイン語	第3木曜日	
基町管理事務所 (基町団地内) 広島市中区基町19-5	中国語	第2火曜日	
在留資格のことをききたいとき 出入国在留管理局の人に相談することができます(予約をしてください)。 い つ：毎月第2金曜日 午後1時30分～午後4時 ところ：外国人相談窓口(広島国際会議場3階)			

※祝日、8月6日、年末年始(12月29日から1月3日)は休みです。

【相談業務内容】

相談窓口や電話で、生活相談や生活関連情報の提供を行います。
 また、区役所、福祉事務所などの行政機関の窓口での各種手続や
 問合せなどの通訳を行います。(ただし、行政サービスの範囲を超
 える通訳など、専門的な知識や資格を必要とする通訳は行いま
 せん。)

【相談方法】

電話またはメール、来所でご相談ください。相談は無料です。

【その他】

- ・広島市で生活を始めた人に、相談員が広島市での新しい生活のことを説明します（予約をしてください）。
- ・その他の言語は翻訳タブレットをつかって対応します。



特定非営利活動法人 ビザサポートセンター広島

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 8 - 26 メーブル八丁堀 803 号

(相談室：同ビル7階707号)

電話 082-223-5581 FAX 082-225-0057

【相談日時】

月・火・水・金曜日 午前10時～午後5時

【相談業務内容】

＜外国人のよろず相談役を目指して＞

国際化といわれて久しく、ビザや在留資格、帰化、日本人との結婚や離婚、子育てや教育、医療など、外国人が日本で生活していくためには、日本人にはない困難に直面しています。

労働力不足が叫ばれて久しい昨今、外国人労働者の雇用に活路を見出そうとしている個人・法人が増えています。①本邦に在留する留学生を大学卒業後雇用する場合。②本邦に居住していない海外の大学を卒業した外国人を雇用する場合。①②とも優秀な外国人材を雇用することになりませんが、「面接し内定を出した」だけでは日本で働くことができるとは限りません。出入国管理及び難民認定法等(以下入管法等)に基づいて要件を満たしていることが必要となります。

平成29年11月1日より、新たに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、当NPO法人は厚生労働省から告示を受け、養成講習機関となりました。広島は、全国で5番目に技能実習生が多い地域です。

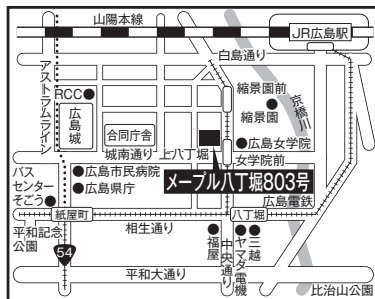
外国人が安心して日本で生活できるようにお手伝いをしたいと思っていますので、在留資格や国籍変更についての相談はもちろん、技能実習制度に関してのご相談は、当NPO法人までお気軽にお問合せください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

完全予約制 予約の上、当NPO
本部まで来所してください。



一般社団法人ここいろ hiroshima

【連絡先】

携帯電話 080-6708-5298・080-6334-3215

ホームページアドレス <https://cocoirohiroshima.or.jp>

【活動内容】

「ここいろ hiroshima」は、広島県を拠点にLGBTQ+の子どもとその保護者のためのサポートやコミュニティベースを運営する団体です。

- ・LGBTQ+（かもしれない人も含む）の子どもやそのご家族、支援者対象の相談事業（対面・SNS）
- ・居場所づくり
- ・啓発活動（講演会・出張授業）

【相談料】

原則無料（一部対面相談は有料）

【相談方法】

ここいろ hiroshima ホームページ内問い合わせフォーム

LINE 相談「ここいろチャット」

【対 象】

LGBTQ+（かもしれない人も含む）の子どもとその保護者

【その他】

学校の先生や支援者からの相談も可能です。

お気軽にお問い合わせください。

市役所 原爆被害対策部 援護課

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34

電話 082-504-2196（被爆者相談ダイヤル）

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日、年末年始、8月6日は休み）

午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

被爆者の健康福祉の増進を図るため、次のような相談に応じています。

- 1 健康、医療の相談
- 2 原爆諸手当等原爆関係諸手続の相談
- 3 生活等福祉関係の相談
 - (1) 原爆養護ホームへの入所に関すること
 - (2) その他生活・福祉制度について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。また、各区役所厚生部地域支えあい課で同様に相談を行っています。（5～6ページ参照）

原爆被害者相談員の会 被爆者相談センター

【所在地】

〒 730-0051 中区大手町 5 - 16 - 18 大手町パルビル 4 階

携帯電話 090-7375-1211

【相談日時】

随 時

【相談業務内容】

被爆者の問題について、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネなど専門家が相談に応じます。

例えば

- ◎ 原爆症認定申請や認定却下への対応
- ◎ 原爆介護手当や介護保険の利用
- ◎ 被爆者が利用できる病院や施設の紹介
- ◎ ひとり暮らし、生活上の不安
- ◎ 被爆者健康手帳の申請
(直接、入市、救護、胎内など)
- ◎ 「黒い雨」被爆者健康手帳の申請
- ◎ 各種の被爆者手当の申請
- ◎ 生活保護、保険、年金、福祉の相談
- ◎ その他、被爆者証言や自分史づくりなど

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

内容によって、担当相談員を紹介します。

性被害ワンストップセンターひろしま

【所在地】

〒

住所

} 非公開としています。

電話（FAX） 専用相談電話 082-298-7878

全国共通短縮ダイヤル

#8891（はやくワンストップ）

ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

【相談日時】

24 時間 365 日

【相談業務内容】

- ・不同意性交等、不同意わいせつ（未遂・致傷を含む）、配偶者からの性暴力や児童への性虐待、痴漢、公然わいせつ、セクハラなどの性被害に関する相談を専用電話で受け付けています。
- ・電話相談対応後、必要に応じて面接相談、付添支援（弁護士相談、臨床心理士相談）など、性被害にあわれた方が求める支援を実施します。
- ・医療機関受診（被害後 72 時間以内の緊急避妊や性感染症の検査など）のため、協力医療機関との連絡調整、付添支援などを実施します。

【相談料】

無 料

【相談方法】

専用相談電話にお電話ください。

【その他】

緊急避妊治療、感染症検査などの医療費（全額）、弁護士相談及び臨床心理士相談に係る費用（一部）の公費負担制度があります。

公益社団法人 広島被害者支援センター

【所在地】

〒730-0031 中区紙屋町二丁目2-18 サンモール5階

代表電話 082-245-6667

ホームページアドレス <https://vac-hiroshima.org>

【相談日時】

月～土曜日

午前9時～午後5時

休日（祝日 12月28日～1月4日 8月13日～8月16日）

【相談専用電話】

082-544-1110

【相談業務内容】

◎電話相談

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等が抱える問題や悩みについて相談を受けています。

◎面接相談

予約制 必要に応じて専門家が対応します。

◎直接的支援

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等への直接的な支援を行います。

- ☐ 刑事裁判の傍聴するときや証人出廷のときの裁判所への付き添い
- ☐ 刑事裁判の傍聴に行けないときの代理傍聴
- ☐ 警察や検察庁での事情聴取や届出のための付き添い
- ☐ 病院での治療や検査等に行くときの付き添い
- ☐ 自宅などでの日常生活の回復に必要な支援

【相談料】

無 料

【相談方法】

お気軽に、電話してください。

【その他】

当センターは広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた県内唯一の団体であり、相談内容は決してもれることなく、安心してご相談ください。

広島市犯罪被害者等総合相談窓口

【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34

市役所本庁舎 12 階 市民局市民安全推進課内

相談専用電話 082-504-2722 FAX 082-504-2172

【相談日時・相談業務内容】

日時：月～金曜日（祝休日、8 月 6 日、年末年始 12 月 29 日～
1 月 3 日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

内容：犯罪による被害を受けた方からの相談や問い合わせに対し、各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提供を行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

広島県地域生活定着支援センター

【相談場所】

〒 732-0816 南区比治山本町 12 - 2 広島県社会福祉会館内
広島県地域生活定着支援センター
(運営主体 公益社団法人 広島県社会福祉士会)
電話 082-250-0503 FAX 082-250-0504

【相談日時】

月～金曜日(土・日・祝日を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

【相談業務内容】

- 矯正施設入所中の高齢者・障害をもつ人に対する支援
- 矯正施設を退所した高齢者・障害をもつ人に係る支援

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



中国四国管区行政評価局 情報公開・行政手続制度案内所

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 4 号館 13 階

電話 082-502-0271

ホームページアドレス

https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku04_01.html

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日を除く）午前 9 時～午後 5 時

【相談業務内容】

- ① 国の行政機関や独立行政法人等の情報公開制度の仕組みや行政文書等開示請求（情報公開請求）手続に関すること
- ② 行政手続法及び行政不服審査法の制度の仕組みや行政不服審査法に基づく審査請求の手続などに関すること

相談・問い合わせに対して、案内や情報提供を行っています。

例えば、

○情報公開制度の仕組みや情報開示請求の方法について知りたい。

○違法・不当な行政処分に対する不服申立て（審査請求）の方法について知りたい。

○行政庁から不利益処分や行政指導、行政庁への申請・届出に関するルールについて知りたい。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、インターネット、文書又は直接来所してください。

